

平成 20 年度都区のあり方検討委員会幹事会 「特別区の区域のあり方」関連資料

○第 12 回

- ・都側資料 1 既に公表されている再編案の例 1
- ・都側資料 2 主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算） 3

○第 13 回

- ・都側資料 1 特別区などの昼夜間人口比率 4
- ・都側資料 2 特別区などの就業・通学者の状況 7
- ・都側資料 3 東京自治制度懇談会と特別区制度調査会の報告比較 9
- ・都側資料 4 東京自治制度懇談会報告及び特別区制度調査会報告に関する意見 10

○第 14 回

- ・都側資料 1 特別区の再編に関するアンケートについて 13
- ・都側資料 2 自由民主党道州制推進本部 第 3 次中間報告について 15
- ・区側資料 特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する
「参考論点」抜粋 16

○第 15 回

- ・都側資料 1 諸外国の大都市制度 19
- ・都側資料 2-1 都からの質問事項への区側回答に対する都の意見 20
- ・都側資料 2-2 区側から示された「特別区の区域のあり方に関する
主要論点」に対する都の意見 21

○第 16 回

- ・都側資料 1-1 再編案の主な基本類型 23
- ・都側資料 1-2 東京・「6 特別市+自主区」まちづくり会議構想
(財団法人森記念財団 平成 11 年 6 月) の概要 28
- ・都側資料 1-3 東京 23 区の再編 (浅見泰司・中野英夫・小林庸至) の概要
『都政研究平成 14 年 8 月号』 31

○第 17 回

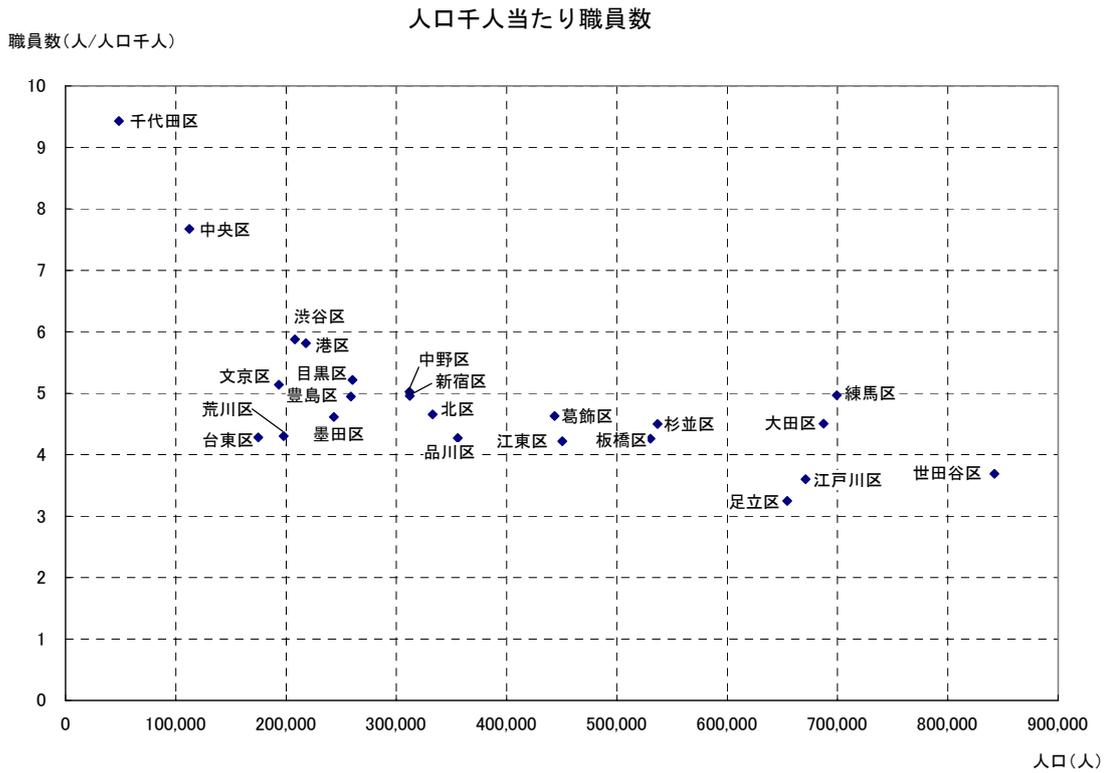
- ・都側資料 地方自治に関する最近の新聞報道について 34

○第 18 回

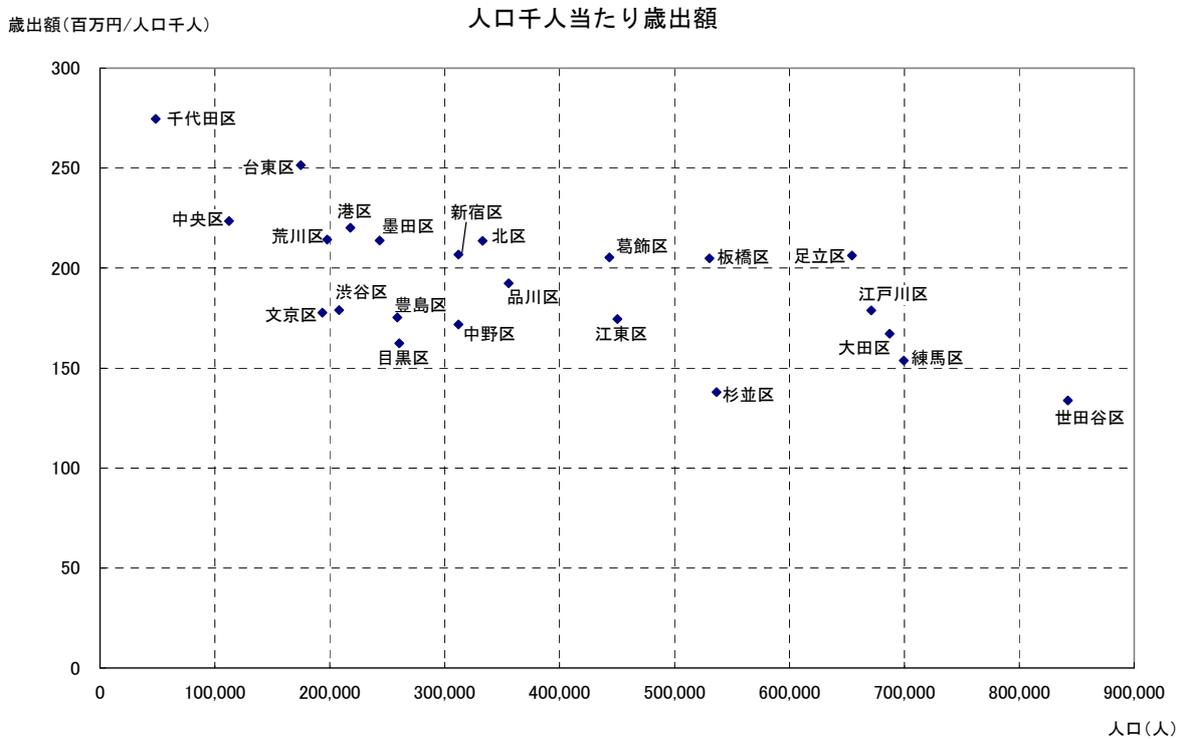
- ・都側資料 既存の再編案と行政圏等との関係 35

<p>「東京都の肖像」 塚田博康 平成 14 年 9 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別区が、それぞれに特色を発揮し、地域の実態に応じた施策を展開するためには、都に対し、権限や財源を積極的に求めるなど、都区のあり方を全面的に見直すことが必要である。 <p>(1) 区部再編成 A 案 (21 区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民の担税力と福祉、医療・保健、防災、都市基盤などへの支出との均衡を図るため、人口は 40 万程度を一つの指標とする。 ● 行政の継続性を保つため、現行行政区画をなるべく尊重し、人口規模は 30~50 万とする。 ● そのため、原則として、人口 30 万以下の区は他区と統合するとともに、60 万を越える区は二分割する。 <p>(2) 区部再編成 B 案 (7 区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域サービスにとどまらず、文化創造の場やスポーツ施設を建設、維持していくため、各区の人口を 100 万人程度とする。 ● 財政力格差を勘案し、都心・副都心区と周辺区を一緒にする「扇形」の地域割りを提案する。 <p>※ きめ細やかな行政サービスを提供するためには、人口 10 万前後の自治区の設置が必要であるとする。</p>	<p>(1) 11 区統合、4 区分割、8 区現状</p> <p>(2) すべての区が再編対象</p>
<p>構想「自治行政学」 地方財務 佐々木信夫 平成 19 年 7 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別区は、大都市地域に相応しい新しいタイプの基礎的自治体として自立するよう、見直すことが望ましい。そのため、以下の方向が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 23 区を 8 区程度に再編し、それぞれを人口 100 万人程度の政令指定都市にする方向。 ② 人口 30 万人以上の区を政令指定都市並みに扱う、首都に相応しい新たな市制度を導入する方向 ③ 中心部に、21 世紀の首都に相応しい規模と制度を付与する東京市 (JR 山手線に関わる地域を合併した人口 100 万人規模の市) を配置する方向 	

主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算）



※各区の職員数は、主に夜間人口を対象とする行政サービスに係るものとして、以下の部門を計上している。
 総務部門（窓口のみ）、税務部門、民生部門、労働部門、農林水産部門、
 教育部門（教育一般、保健体育一般、給食センター、義務教育、その他の学校教育のみ）



※各区の歳出額は、主に夜間人口を対象とする行政サービスに係るものとして、以下の費目を計上している。
 総務費（徴税費、戸籍・住民基本台帳費、選挙費のみ）、民生費（社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費のみ）
 労働費、農林水産業費、土木費（住宅費のみ）
 教育費（教育総務費、小学校費、中学校費、特殊学校費、幼稚園費、学校給食費）

特別区などの昼夜間人口比率

1. 昼夜間人口比率の上位20団体(平成17年)～常住人口5,000人以上～

(1)市及び特別区 (単位:%、人)

	都道府県	団体名	昼夜間人口比率	夜間人口
1	東京都	千代田区	2,047.31	41,778
2	東京都	中央区	659.47	98,399
3	東京都	港区	489.38	185,861
4	東京都	渋谷区	272.38	203,334
5	東京都	新宿区	253.48	305,716
6	東京都	台東区	185.61	165,186
7	東京都	文京区	177.37	189,632
8	東京都	豊島区	162.34	250,585
9	東京都	品川区	146.43	346,357
10	千葉県	成田市	141.18	100,717
11	大阪府	大阪市	138.04	2,628,811
12	愛知県	刈谷市	119.38	142,134
13	東京都	江東区	116.61	420,845
14	愛知県	小牧市	116.42	147,182
15	山梨県	甲府市	115.97	194,244
16	茨城県	水戸市	115.08	262,603
17	神奈川県	厚木市	114.72	222,403
18	愛知県	名古屋	114.69	2,215,062
19	静岡県	湖西市	114.48	44,057
20	和歌山県	御坊市	113.91	27,053

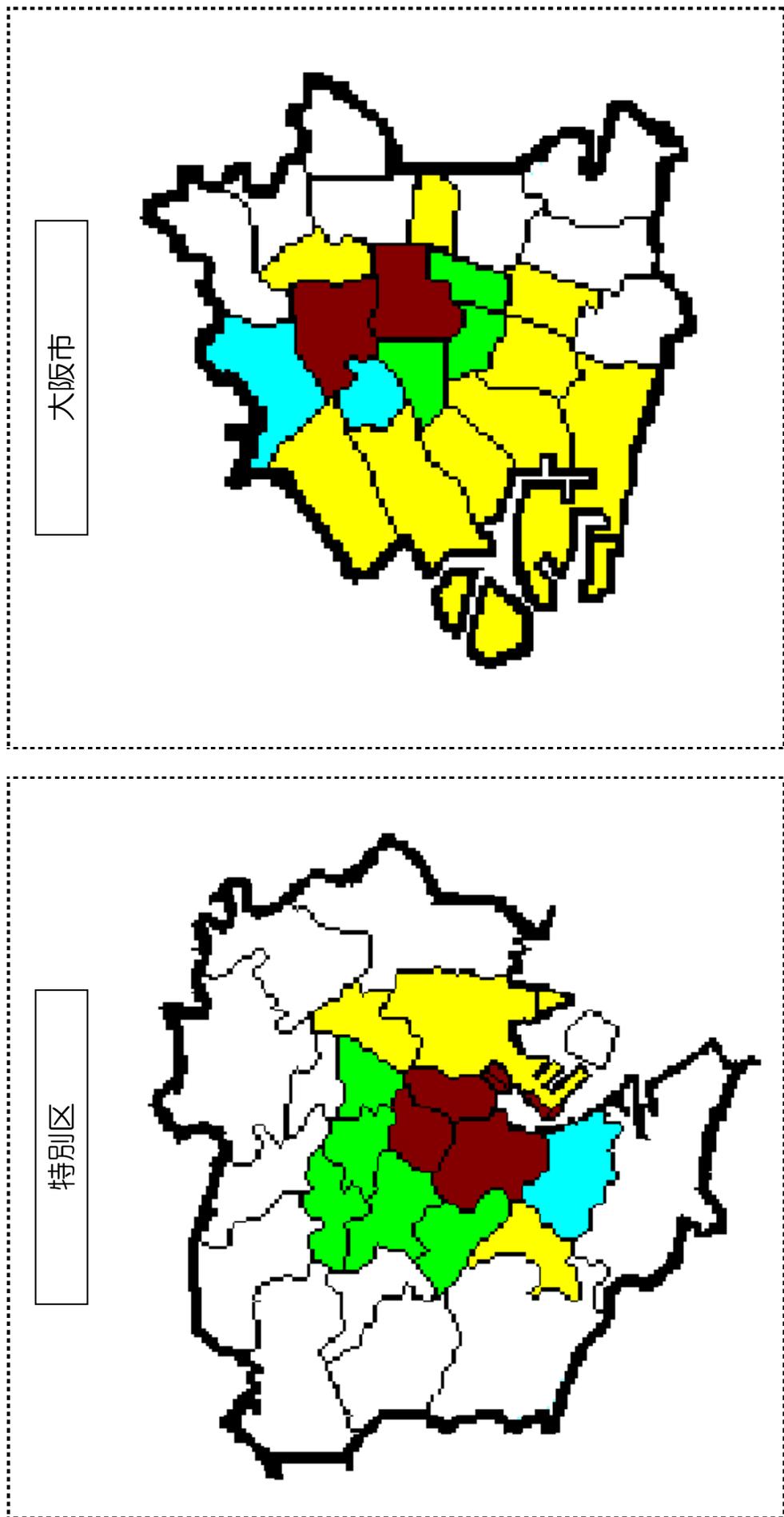
都側資料 1

第13回幹事会資料

(2)市及び特別区(行政区含む) (単位:%、人)

	都道府県	団体名	昼夜間人口比率	夜間人口
1	東京都	千代田区	2,047.31	41,778
2	大阪府	大阪市 中央区	761.78	66,818
3	東京都	中央区	659.47	98,399
4	愛知県	名古屋市 中区	494.65	70,738
5	東京都	港区	489.38	185,861
6	大阪府	大阪市 北区	430.43	100,385
7	大阪府	大阪市 西区	273.34	72,591
8	東京都	渋谷区	272.38	203,334
9	東京都	新宿区	253.48	305,716
10	兵庫県	神戸市 中央区	243.14	116,591
11	神奈川県	横浜市 西区	198.80	84,944
12	北海道	札幌市 中央区	194.70	202,801
13	広島県	広島市 中区	194.60	127,763
14	福岡県	福岡市 博多区	192.29	195,711
15	京都府	京都市 下京区	190.79	75,437
16	大阪府	大阪市 天王寺区	188.63	64,137
17	東京都	台東区	185.61	165,186
18	大阪府	大阪市 浪速区	183.40	54,174
19	神奈川県	横浜市 中区	182.93	140,167
20	福岡県	福岡市 中央区	179.44	167,100

2. 特別区と大阪市における昼夜間人口比率（平成17年国勢調査より）



3. 特別区における昼夜間人口比率の推移

(単位: %)

	S5	S15	S22	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H 2	H7	H12	H17
千代田区	177.4	217.8	320.7	403.0	548.0	829.5	1,152.5	1,515.5	1,709.7	1,998.9	2,637.3	2,732.9	2,374.4	2,047.3
中央区	131.8	153.2	237.3	261.8	341.8	480.5	607.5	734.2	793.6	868.1	1,106.6	1,098.4	897.6	659.5
港区	108.7	117.9	163.6	149.5	169.8	222.1	268.2	322.1	352.8	425.5	565.5	589.2	525.7	489.4
新宿区	95.0	95.0	111.9	108.2	113.9	130.6	151.6	177.9	200.9	227.4	280.6	292.1	279.1	253.5
文京区	101.1	97.8	116.1	112.5	117.9	130.5	142.9	154.8	160.2	166.1	188.1	200.2	194.8	177.4
台東区	99.5	98.3	104.6	115.7	124.6	138.8	152.4	171.0	181.5	188.0	214.2	224.0	203.6	185.6
墨田区	99.2	98.2	87.3	107.9	110.8	112.7	113.8	115.7	117.3	117.0	120.4	125.5	119.5	113.6
江東区	97.4	97.2	164.4	106.6	108.9	111.6	109.9	105.9	103.0	98.8	107.3	119.9	120.7	116.6
品川区	89.0	93.1	106.4	98.0	99.8	103.3	108.0	112.9	116.1	117.3	132.4	142.3	148.3	146.4
目黒区	87.2	85.4	83.5	86.1	87.5	91.8	93.4	96.1	97.2	98.8	108.2	111.7	111.6	109.1
大田区	89.2	93.0	79.7	87.5	92.9	92.7	97.1	99.7	99.3	99.6	101.1	102.0	100.8	99.0
世田谷区	146.6	175.5	83.0	81.4	80.1	83.2	84.5	86.2	86.3	84.3	85.5	88.1	88.7	89.7
渋谷区	88.5	88.5	98.3	101.1	104.5	120.6	140.0	165.2	187.1	209.9	271.5	285.2	280.0	272.4
中野区	81.4	77.3	81.9	78.3	75.7	76.2	76.5	78.2	78.9	79.7	82.7	85.8	88.0	92.0
杉並区	82.0	79.1	78.0	78.8	76.4	75.8	75.9	76.7	77.7	77.6	78.5	81.0	82.1	84.1
豊島区	88.9	85.0	90.5	95.7	95.0	100.8	106.9	116.3	128.1	138.3	165.9	173.8	164.7	162.3
北区	87.7	91.2	87.6	88.4	87.4	88.7	89.3	90.0	91.6	92.1	91.9	95.7	94.5	93.0
荒川区	92.7	90.0	88.6	97.6	97.1	98.3	97.9	98.5	98.6	97.5	97.1	99.2	97.7	96.3
板橋区	43.7	89.8	88.3	91.1	91.4	92.1	94.9	93.4	93.1	92.2	89.9	90.7	91.9	89.9
練馬区			89.2	83.1	78.5	78.1	79.2	79.8	78.5	76.9	75.0	75.6	77.5	82.4
足立区	94.3	92.0	89.2	91.4	91.4	88.6	88.9	87.8	87.4	85.7	83.3	85.4	86.9	86.6
葛飾区	91.9	86.8	89.2	88.4	88.5	86.8	87.3	87.1	86.9	84.6	81.5	81.9	81.9	80.7
江戸川区	92.7	87.5	100.0	87.4	87.6	86.4	87.8	88.3	86.2	84.0	80.3	80.9	81.2	81.8
特別区全体	98.8	98.3	103.7	105.1	107.8	112.9	118.2	124.0	127.3	131.3	139.4	141.0	137.5	135.1

(注1)昭和5～22年の数値は、昼・夜間人口密度から推計したものである。

(注2)昭和40年以前の昼間人口算出の基礎となる流入・流出人口には、15歳未満の通学者を含まない。

(注3)昭和55～平成17年の昼・夜間人口には、年齢不詳を含まない。

【出典】昭和5～30年：昭和30年東京都昼間人口調査結果表(昭和32年3月東京都総務局統計部)

【出典】昭和35年：昭和35年国勢調査による東京都昼間人口の集計結果(昭和37年東京都)

【出典】昭和40年～平成17年：東京都統計年鑑(平成9年、平成18年東京都)

特別区などの就業・通学者の状況

1. 就業・通学者の状況(特別区及び旧5大市)

特別区				(単位:人)			
区名	就業・通学者	自区内	割合	23区内	割合	23区外	割合
千代田区	23,458	13,982	59.6%	7,857	33.5%	1,619	6.9%
中央区	51,062	26,129	51.2%	21,664	42.4%	3,269	6.4%
港区	81,320	43,780	53.8%	31,891	39.2%	5,649	6.9%
新宿区	157,672	76,404	48.5%	69,425	44.0%	11,843	7.5%
文京区	108,422	42,607	39.3%	57,540	53.1%	8,275	7.6%
台東区	90,983	48,239	53.0%	37,327	41.0%	5,417	6.0%
墨田区	133,949	60,604	45.2%	64,648	48.3%	8,697	6.5%
江東区	239,808	97,689	40.7%	124,795	52.0%	17,324	7.2%
品川区	190,377	80,309	42.2%	94,166	49.5%	15,902	8.4%
目黒区	132,822	45,528	34.3%	75,842	57.1%	11,452	8.6%
大田区	373,729	186,098	49.8%	150,082	40.2%	37,549	10.0%
世田谷区	424,629	160,973	37.9%	217,292	51.2%	46,364	10.9%
渋谷区	99,257	42,974	43.3%	48,396	48.8%	7,887	7.9%
中野区	148,085	45,895	31.0%	89,098	60.2%	13,092	8.8%
杉並区	274,944	92,044	33.5%	151,330	55.0%	31,570	11.5%
豊島区	129,487	52,189	40.3%	67,248	51.9%	10,050	7.8%
北区	177,566	65,197	36.7%	95,238	53.6%	17,131	9.6%
荒川区	100,254	41,123	41.0%	51,789	51.7%	7,342	7.3%
板橋区	278,188	116,824	42.0%	136,263	49.0%	25,101	9.0%
練馬区	307,598	115,214	37.5%	155,549	50.6%	36,835	12.0%
足立区	334,166	161,747	48.4%	139,073	41.6%	33,346	10.0%
葛飾区	235,129	97,171	41.3%	115,190	49.0%	22,768	9.7%
江戸川区	341,788	146,200	42.8%	163,152	47.7%	32,436	9.5%
特別区単純合計	4,434,693	1,858,920	41.9%	2,164,855	48.8%	410,918	9.3%
特別区	4,434,693	—	—	4,023,775	90.7%	410,918	9.3%

旧5大市				(単位:人)			
市名	就業・通学者	自区内	割合	市内	割合	市外	割合
大阪市	1,285,477	—	—	1,036,614	80.6%	248,863	19.4%
神戸市	758,870	—	—	580,771	76.5%	178,099	23.5%
京都市	793,444	—	—	675,816	85.2%	117,628	14.8%
名古屋市	1,207,286	—	—	1,013,608	84.0%	193,678	16.0%
横浜市	1,930,568	—	—	1,201,539	62.2%	729,029	37.8%

【出典】平成17年国勢調査

2. 就業・通学者の状況(大阪市及び他都市)

大阪市

(単位:人)

区名	就業・通学者	自区内	割合	市内	割合	市外	割合
都島区	50,746	16,725	33.0%	24,390	48.1%	9,631	19.0%
福島区	32,083	12,473	38.9%	14,316	44.6%	5,294	16.5%
此花区	31,952	13,100	41.0%	13,899	43.5%	4,953	15.5%
西区	35,643	15,324	43.0%	15,872	44.5%	4,447	12.5%
港区	42,068	18,053	42.9%	18,711	44.5%	5,304	12.6%
大正区	36,435	16,591	45.5%	15,183	41.7%	4,661	12.8%
天王寺区	33,454	13,228	39.5%	14,241	42.6%	5,985	17.9%
浪速区	22,293	10,020	44.9%	9,683	43.4%	2,590	11.6%
西淀川区	48,066	20,031	41.7%	17,592	36.6%	10,443	21.7%
東淀川区	88,119	33,537	38.1%	31,071	35.3%	23,511	26.7%
東成区	41,106	15,507	37.7%	17,126	41.7%	8,473	20.6%
生野区	66,672	31,055	46.6%	23,924	35.9%	11,693	17.5%
旭区	47,871	16,563	34.6%	19,942	41.7%	11,366	23.7%
城東区	82,928	25,803	31.1%	39,064	47.1%	18,061	21.8%
阿倍野区	53,631	17,476	32.6%	26,435	49.3%	9,720	18.1%
住吉区	74,887	25,814	34.5%	35,038	46.8%	14,035	18.7%
東住吉区	64,893	23,743	36.6%	29,181	45.0%	11,969	18.4%
西成区	47,774	23,087	48.3%	18,577	38.9%	6,110	12.8%
淀川区	88,137	37,255	42.3%	29,544	33.5%	21,338	24.2%
鶴見区	53,559	18,104	33.8%	21,013	39.2%	14,442	27.0%
住之江区	65,457	28,208	43.1%	27,026	41.3%	10,223	15.6%
平野区	92,719	39,327	42.4%	32,144	34.7%	21,248	22.9%
北区	51,796	28,098	54.2%	15,172	29.3%	8,526	16.5%
中央区	33,188	19,669	59.3%	8,679	26.2%	4,840	14.6%
大阪市単純合計	1,285,477	518,791	40.4%	517,823	40.3%	248,863	19.4%
大阪市	1,285,477	—	—	1,036,614	80.6%	248,863	19.4%

他都市

(単位:人)

市名	就業・通学者	自市内	割合	特別区内	割合	市外(23区除く)	割合
武蔵野市	74,774	24,922	33.3%	35,333	47.3%	14,519	19.4%
三鷹市	88,271	30,926	35.0%	37,495	42.5%	19,850	22.5%
府中市	131,682	56,794	43.1%	37,196	28.2%	37,692	28.6%
川崎市	769,145	374,166	48.6%	265,782	34.6%	129,197	16.8%
藤沢市	210,692	107,082	50.8%	28,752	13.6%	74,858	35.5%
相模原市	340,983	181,646	53.3%	43,493	12.8%	115,844	34.0%
市川市	256,956	88,585	34.5%	123,078	47.9%	45,293	17.6%
船橋市	306,876	118,124	38.5%	111,409	36.3%	77,343	25.2%
浦安市	87,817	30,398	34.6%	45,607	51.9%	11,812	13.5%
さいたま市	644,372	337,231	52.3%	182,050	28.3%	125,091	19.4%
川口市	268,535	127,272	47.4%	87,561	32.6%	53,702	20.0%
草加市	130,111	50,928	39.1%	50,742	39.0%	28,441	21.9%

【出典】平成17年国勢調査

東京自治制度懇談会と特別区制度調査会の報告比較

論点	東京自治制度懇談会 『議論のまとめ』『議論の整理』	特別区制度調査会 『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』
都と特別区の基本的な性格	<p>○都は広域的自治体としての役割と大都市経営の担い手としての役割を併せ持つ。</p> <p>○都は、特別区の区域においては、できる限り大都市経営に専念し、大都市経営の主体として、より目的志向的な自治体に生まれ変わる必要がある。</p> <p>○特別区は基礎的自治体として住民に身近な事務を担う。</p>	<p>○特別区が名実共に住民に身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要である。</p> <p>○東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、・・・</p> <p>○「都の区」の制度廃止後の基礎自治体は、「東京〇〇市」として実現する。「東京〇〇市」は東京都から分離・独立した存在として、地域における行政を自主的かつ総合的に担うものとする（現行の都区制度を廃止）</p>
都と特別区の事務配分	<p>○府県事務、市町村事務という枠組みにとらわれなくなることなく、大都市経営に必要な事務か否かという観点から都の事務を再構築することが必要である。</p> <p>○大都市経営に関する事務とは何かを判断するに当たって、大都市経営に必要な事務か否かという必要性の観点に加えて、効率性の観点からの検討も重要である。</p> <p>○大都市経営に必要な事務及び府県の立場としてどうしても行わなければならない事務以外は、できる限り特別区に移管すべきであるが、移管によって、かえって住民の利便性の低下を招いたり、事務が非効率になるような場合には、都が事務を行うなどの配慮も必要である。</p>	<p>○都が法的に留保している市の事務のすべてを特別区（東京〇〇市）が引き継ぐ必要がある。</p> <p>○特別区は自分で、また必要に応じて自分たちで広域的に、都に留保されている消防、上・下水道の事務を処理する意思も能力も十分備えている。</p>
都と特別区の財源配分	<p>○特別区財政調整交付金に対する依存度が高まり過ぎることは、自治の観点から問題である。</p> <p>○各特別区の自主財政権を強化するため、各特別区の区税の割合を高める方向で検討することが重要である。</p>	<p>○現在都が課している市の税等のすべてを特別区が引き継ぎ、都区間で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。</p>
特別な仕組み	<p>○都区制度に関する現行の地方自治法の規定を「大都市経営」の観点から見直し、特別区の区域においては、都が大都市経営の担い手としての役割を果たすことを明確化すべきである（現行の都区制度は存置）。</p>	<p>○基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくため、「行政の一体性」の観点から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要である。</p> <p>○特別区間には行政需要や財源の極端な偏在が現存しており、基礎自治体間の横断的な関係を構築する必要がある。この関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。</p>
特別区相互間の財政調整	<p>○税財政制度については、個別の課題を対症的に検討するのではなく、事務配分や区域のあり方など大都市制度全体の方向性が明らかになってきた段階で、個別の課題も含めて検討することが必要である。</p> <p>（都区財政調整制度については存置を前提としている模様）</p>	<p>○東京大都市地域における「基礎自治体連合」では、特別区間に現に存する地域特性を踏まえ、「東京〇〇市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。</p> <p>○東京大都市地域における「基礎自治体連合」は、自ら財政調整を行うために、各「東京〇〇市」の地方交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど、地方交付税制度の特例を設ける必要がある。</p>
特別区の区域の再編	<p>○人々の生活圏の拡大に対応して、行政サービスの受益と負担をできる限り一致させ、必要なサービスを効果的に供給していくためには、各区それぞれの取組だけでは限界があり、特別区の区域の再編を含めた見直しが必要である。</p> <p>○特別区がより広範に事務を担おうとする場合、専門性の確保や需要の確保の必要性から、規模拡大の要請が働く。</p> <p>○特別区の人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、規模の大きい特別区に比べて、行政運営が相対的に非効率にならないことを否定できない。東京富裕層が一層の高まりを見せている今、行政改革推進の観点から特別区の再編は重要な課題である。</p> <p>○特別区の区域においては、税源の著しい偏在があり、都区財政調整による調整を行っているが、税源そのものの偏在は拡大する傾向にあることを踏まえれば、特別区の再編により、税源の均衡化を図ることも検討すべきである。</p>	<p>○区域再編を事務の移管の前提条件とする必然性は無く、むしろ、両者をセットにすることで都区間の分権改革が先送りにされる懸念が生じる。</p> <p>○まず、「平成12年改革」による都区の役割分担、財源配分の原則を実現し、その上で各特別区が自主的に区域問題に取り組むことが順当な道筋である。</p> <p>○「基礎自治体連合」は一般制度であるので、23の「東京〇〇市」の場合だけでなく、複数の「東京〇〇市」が必要に応じて活用することにより、区域再編と同等の効果を期待することもできる。</p>
道州制への対応	<p>○首都圏における道州は、少なくとも、一都三県を包含する範囲でなければならない。</p> <p>○道州制が導入された場合、特別区又は特別区とその周辺区域が、一つの基礎的自治体となって大都市経営を担う途も、選択肢の一つとして検討を進めていくことが望まれる。</p>	<p>○仮に道州制の導入ということになれば、東京都が現行のように市の機能を内包したまま、「州」になるとは考えにくい。</p> <p>○したがって、「都の区」の制度を廃止し、都に留保されている事務と税を移管し、新たに「基礎自治体連合」を構築しようとする本構想は、道州制が導入される場合であっても対応できる制度であると考えられる。</p>

東京自治制度懇談会報告及び特別区制度調査会報告に関する意見

1 東京自治制度懇談会報告に関する意見

- (1) 志賀徳壽「今後の特別区のあり方を考える ～都区双方の報告の意味するもの～」『るびゅ・さあんとる』平成 20 (2008) 年 3 月 No. 8 : 18-24 頁
- 「大都市経営」の概念とその主体を自治制度に位置付けるとすれば、現行の 2 層制の自治制度に加えて新たな概念と主体を制度的に持ち込むことになり、長年の自治権拡充の取組みの結果ようやく整理された広域自治体としての都と基礎自治体としての特別区の関係に新たな混乱を持ち込むことになるのではないかと懸念する。
 - 都区の関係としてあえて言うならば、東京大都市地域における「大都市経営」は都区がともに担っているものであり、その分担のあり方を基礎自治体優先原則に照らし、広域自治体と基礎自治体の役割分担のあり方の問題として、都区間で協議し、合意を得ていく必要があるのではないだろうか。
 - 「大都市経営」にあたる事務も、都が置かれた地理的・社会的状況等に応じた広域自治体の役割と考えれば済む話ではないか。
 - 特別区優先の原則を前提に、通常の府県事務と都が一体的に処理すべき市町村事務との区分けをめぐる議論に、大都市経営の事務というそれ自体概念も範囲もあいまいな新たな観点を加えようとすれば、さらに議論を複雑化させるだけになるのは明らかである。
 - (懇談会報告は) 再編を必然とする説得力には乏しい内容である。とくに、懇談会は、東京大都市地域における大都市経営は都が主体となって行うとしており、特別区を再編してどのような役割を期待しているのか不明である。
 - いずれにしても、懇談会の報告は、東京大都市地域に巨大な基礎自治体を出現させる選択肢を用意している。しかし、都区制度の変遷の中で、特別区の自治権を徐々に拡充してきたのは、都が大都市地域における市町村事務を一体的に処理する体制が重荷となって、広域的な行政を効果的に遂行できなくなったことも大きな理由であった。
 - (東京大都市地域に) 巨大な基礎自治体の出現を想定するのは、相当無理があるのではないだろうか。

2 特別区制度調査会報告に関する意見

- (1) 辻琢也「東京自治制度の今後のあり方に関する一考察」『都政研究』平成 20 (2008) 年 3 月号 : 8-12 頁
- (「基礎自治体優先の原則に立って基礎自治体の役割と行財政体制を強化する分権改革をさらに進める必要がある」という) 分権改革の一般論は、東京の現況と課題から判断すれば、非現実性を指摘せざるをえない。
 - 上・下水道や清掃事業、消防・救急業務を通じていえることは、「行政の一体性」が、時代遅れのものでも、脱却すべきものでもないということである。

- ▶ そもそも、基礎自治体優先の原則貫徹が求められるのは、基礎自治体単位というもつとも住民に身近な範囲において、受益と負担の自己決定・自己責任を行うことが、民主的かつ効果的だからである。これに対して、「住民による直接選挙で公選される首長と議員が意思決定する」広域自治体が一元的に実施できる事務事業を、「東京〇〇市長が議員となって意思決定する」間接民主制を前提とする基礎自治体連合が敢えて行うのであれば、民主制の観点からも、事業効率の観点からも大きな疑問を呈せざるをえない。
- ▶ （23区全体を一括して地方交付税を算定するということは）少なくとも財政制度からすれば、基礎自治体としての性格を失い、基礎自治体連合の内部団体に再び転落せざるをえないのである。東京〇〇市の主唱が、財源確保の観点から23区全体の一括算定を帰結せざるをえない自己矛盾こそが、広域的自治体による大都市経営の必要性を強く物語っている。
- ▶ 基礎自治体連合のほうが受益と負担が実感しづらく、複雑であり、民主的コントロールも間接的にしか作用しない。東京の大都市経営の実態を敢えて無視し、効率性を犠牲にした基礎自治体連合論では、到底、都民の理解を得ることは困難であるといわざるをえない。
- ▶ 「基礎自治体優先の原則」に基づいて、事務事業の移管を進めることで、行財政改革が図れる時代は終焉に近づきつつある、人口規模を基準に考えても、現在、存在する都道府県および市区町村は、多様である。そこには、全国一律的に基礎自治体優位が求められる「補完性の原理」の貫徹が求められるのではない。都道府県および市区町村の垣根を低くしつつ、どちらが実施すると総体として民主的かつ実効的かという「最適性の原則」とでもいうべきものに即して、地域の実情に即して多様な自治制度を構築していくことが、もっとも現実的であると同時に理想的なのである。
- ▶ 国に代わって自治体が主体的に分権改革論議を進めることの最大の意義は、もっぱら抽象的な自治制度論を先験的に展開するのではなく、住民自治の現実課題の解決を総合的かつ具体的に勘案する点に求められるのである。

(2) 高橋信行「自己目的化する特別区に分権論議」『るびゅ・さあんとり』平成20(2008)年3月 No.8:11-17頁

- ▶ 「基礎自治体連合」は、ある意味では、「東京市」の復活とはいえないこともない。広域自治体としての「県」相当の地方自治体が、何らかの形で存在すれば、東京が三層の複雑な自治行政構造になってしまうことを意味する。もちろん連合体は、緩やかな連合組織であり基礎的自治体のコントロール下にあるというのであろうが、ひとたび、独立組織となれば、東京〇〇市と連合体との相克が必ず生じる。したがって屋上屋の機構になる。
また、別の言い方をすれば「特例」市構想の焼き直しのようにも見える。
- ▶ この「報告」では、具体的な東京地域の分析や、行政事務のあり方に一言も触れることなしに、「分権」が一人歩きして、自治の抽象的理念から、「一体性の打破」が言われているのだ。
- ▶ これら(規模の問題や資源の調達・処理からして、広域処理のほうが有効であるものなど、また、大都市の施設として認識し、利用されたほうが水準や効率性の観点から望ましいものなど)は、仮に他の地域では基礎的自治体の事務となっているも

のであっても、都市民としての活動の「有機的一体性」を前提にしている。これらは分解することに無理がある。

したがって、「市」的事務だからいったん特別区に権限を下ろし、また一部事務組合などで連携・協力などというのは、かえって仕組みを複雑にするだけである。

- ▶ この「報告」書では、財源の留保や、財政力の格差を是認する範囲と、制度の特殊性を設ける意義に何も触れず、報告書が、全特別区の同意を得やすいような安易な内容となっている。「市」的な姿に近づくことが理想なら、なぜ東京地域特有の財政調整をなくすといわないのか、また、もし財政調整制度を残すならば、都が調整するか、連合体が調整するかは別の議論としても、各特別区の財政運営にとっては依存財源によって受ける影響が大きいという事実は残る。
- ▶ 特別区相互間の観点から見ても、「大都市としての一体性」を考慮すべき前提があり、また、前に触れた、都区の事務配分で、他の府県一市町村と異なる留保事務の特殊性があるから、都区および各特別区相互間の財政調整があるとう基本認識を欠いたまま、この「報告」書では、便宜主義的に財政調整制度に触れているだけだ。
- ▶ この考え方（可能なかぎり、基礎的自治体の権限を拡げ、現に広域処理が必要だと思われる事務も、連携で行えば、移管することが「分権」にかなっているとする考え方）の行き着く先は、ミクロ（各特別区）の意思決定の積み上げまたは合成によってマクロ（東京都地域）の意思決定ができるという安易な予定調和によって、自治の層別対応など要らないという空虚な理念によっていること、また、連携組織を作れば、現状より行政体制が複雑となり、住民から見れば、かえって責任があいまいとなるという冷静な認識に無自覚ということだ。特別区民は、都民でもあり、国民でもあるということ忘れて、団体関係者から見た、権限拡大のための「分権」でしかない。
- ▶ これまでの、議論を振り返ってみると、特別区は、「普通」の市なみの、事務と権能を持った地方自治体でなければ、何か、欠陥のある自治体のように考えている。したがって、そこに近づくことを永久革命のような、止まらない改革運動にしてきている。だが、そうした発想にたてば、これまでの改革は、いつも不満足な意識が残ってしまう。平成12年の改革は、「基礎的自治体」とすることで、性格論的には飛躍したが、事務の留保と、財政の仕組みにまだまだ満たされぬ課題がのこった。しかし今回の「報告」書も、財政調整が残る限り、実態的には同工異曲であり、まして、「特例」市構想が達成されなかった、大きな状況認識は、あまり変わっていないのではないか。
- ▶ 府県＝市との関係を理想にするという硬直化した発想と、そのモデルの変形であることの、特別区側のコンプレックスがあるようだ。保健所設置市業務や、建築確認業務など、通常市より、事務権能が広い部分もありながら、ただ、「普通」でありたがり、しかも都の調整でなければ、財政調整を許容することのおかしさに気づいていない。

特別区の再編に関するアンケートについて

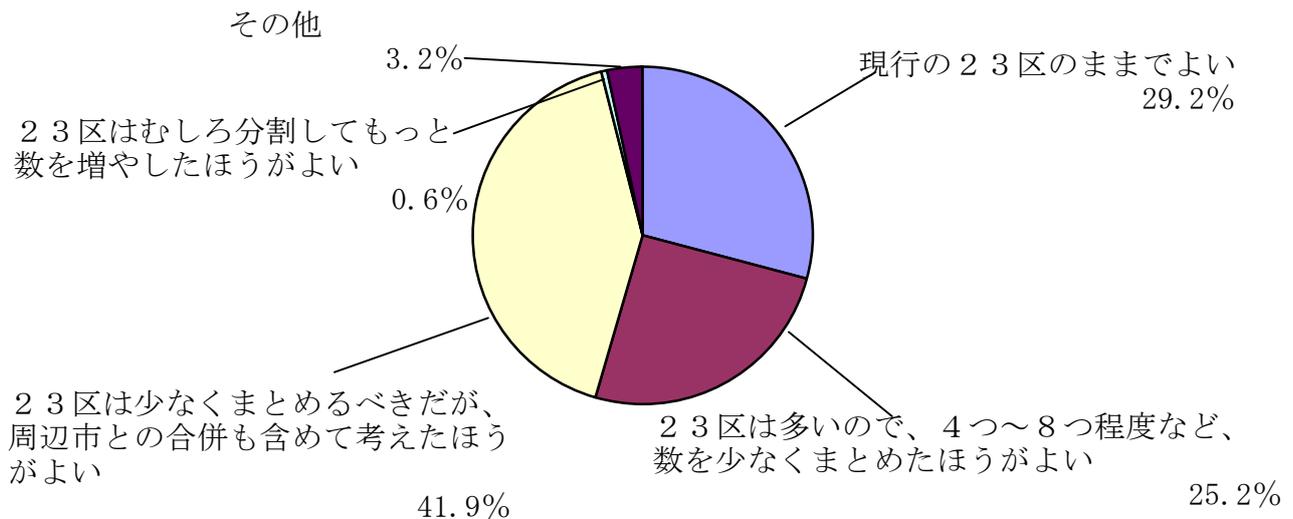
1 調査概要

調査主体	東京商工会議所
調査時期	平成19年7月
調査目的	東京における広域行政に関して、会員企業の意識を把握し、政治・行政改革推進委員会の議論の参考にするため
調査対象	東京23区に事業所を有する東京商工会議所の会員企業 (政治・行政改革推進委員会関係企業、議員、支部役員、常任委員) 3,520社
回答企業数	862社 (回収率 24.5%)
調査方法	調査票の送付、回収ともに郵送による
調査項目	質問1-(1) 行政との関係で困ったこと 質問1-(2) 行政との関係で困った理由 質問2 大都市行政を行なう上での適当な区域 質問3 広域連携の取り組みについて今後期待される分野 質問4 道州制についての認識 質問5 広域連携に望まれる行政の仕組み 質問6 23区の再編について

2 調査結果 (一部抜粋)

<質問> 23区の再編についてどうあるべきと考えますか (N=854)

<アンケート結果>



<まとめ>

23区については、区の数少なくまとめるべきという意見が2/3 (67.1% : 選択肢2・3の合計) を超えており、再編を望む声が多いことがわかる。
なお、自由意見の中には、行政事務の効率化による23区の再編の必要性を訴えるものが最も多かった。

3 23区制のあり方・現行の都区行政に対する自由意見

再編に積極的	再編に消極的	その他
<p>○ 23区は見直すべき。(同様意見 11社)</p> <p>○ 23区制を見直し、行政の各分野について広域を前提に推し進めていかなければ、これからの時代に即応できない。</p> <p>○ 従来の行政区を単位としたのでは、非効率となり、広域化は避けられない。しかし、広域化による住民の不便さも十分考えなければ、効率、非効率が相半ばして成果のないものとなってしまふ(同様意見 2社)。</p> <p>○ 23区については、効率よく、地域性と交通インフラの関連から地域割振りを検討すれば、地域活性化と税の無駄を少なくできる。</p> <p>○ 行政の広域化・拡大化が効率面で良い。区の行政は、非常になわばり意識を感じさせることが多いので、大型行政区への再編を望む。</p> <p>○ 23区内の土地の価格の高騰による住宅政策等が埼玉県、千葉県、茨城県等に広がっており、区割りを見直して、住宅政策や都市政策を講じるべき。</p> <p>○ 23区は3分割か4分割し、行政管理者は少なくともコスト削減がスムーズに行くようにすべき。</p> <p>○ 経費(特に人件費)節約の為、23区を10区以下にした方が良い。</p> <p>○ たとえば人口1,000千人程度を基準とする郊外型と昼間人口で計算して区割りする区など23区体制を15区程度に考えても良い。</p> <p>○ 23区制に区切る必要はない。医療、防災、治安、危機管理、文化スポーツ振興などを始め、各分野ともすでに広域的に処理されている。</p> <p>○ 23区を少なくし1つの区を独立体制的なものにし、特徴づけ、その中に街があり、住宅地域があり、緑の地域がある、メリハリのあがる街づくり区づくりをしてこそ本当に美しい国日本・東京が出来る。</p> <p>○ 行政単位をまとめ、広域化することによる効率化を図るべき。</p> <p>○ 人口集中地域にきめ細かい行政サービスを行うために23区制は実施されたと思うが、その目的を果たしているとは思えない。さらに人口が集中することを前提と考えるのかどうか、そのレベルからの議論を期待する。分散が前提なら、自ずと手法は変わってくるはず。</p>	<p>○ 23区は現行のままよい・現在の区分は適当。(同様意見 6社)</p> <p>○ 行政区分の見直しよりも議員数や職員数を少なくすべき。(同様意見 6社)</p> <p>○ 行政のみが広域化しても全くメリットがない。現在のところ現状維持に賛成せざるを得ない。</p> <p>○ 23区の再編などに莫大な無駄な税金を使うことには大反対。現行の23区で何か問題点があるのか。</p> <p>○ 行政区域の再編は、その再編自体にも労力と税金を使うということを念頭に入れ慎重に議論すべき(交通標識、看板、公務員の名刺、公務員の人件費等)。</p> <p>○ これ以上区の数減らしてしまふと地域に根差した行政が更になくなる。</p> <p>○ 何でも合併して数を減らせれば良いというものではない。</p> <p>○ 23区の再編問題の背景にも各区間の税収格差が存在しており、緊要な課題であるが、当社は新宿区、地元商店街の各振興組合、東商新宿支部等と一体となって魅力ある新宿の街づくりに注力しているところであり、再編に伴い、こういった自助努力のうねりが阻害されないようにすべき。行政単位については再編ありきでなく、住民・事業者の視点から検討して欲しい。</p>	<p>○ 23区の特別区を早く市町村にすべき。(同様意見 3社)</p> <p>○ 戦後の人口動向・産業発展の歴史的経過からは、都市への集中が避けられない訳であるから、県並みの権限を有する政令指定都市の地方発展・振興策に活路を見出す方が実践的。</p> <p>○ 行政権限を自治体に移譲するために必要なことは何を議論し、都市の機能を視点とすれば放射状に5〜6市となるだろう。</p> <p>○ 23区(全体か一部かはとりあえず言及せず)を国の直轄地化し、日本の首都としての機能を特化すべき。</p> <p>○ 水道や消防などといった行政サービスが、スケールメリットを重視した広域化を指向しているのは、受益者の身からすれば歓迎すべきことだが、防災、防犯、住民交流といった住民自治を行なえるイギリスのパリッシュのような行政区があることが望ましい。</p> <p>○ 区長にマネージャー制を検討すべき。</p> <p>○ 多摩地区の市町村合併の促進が必要。人口30万人程度に。(例:三鷹と武蔵野市を一市とする)</p> <p>○ 行政は効率の良い運営を行い、それにかかる経費(税金)を下げるべき。</p> <p>○ 制度を変更する場合は、予算配分も徹底して見直すべき。</p> <p>○ 23区の行政を見ても、区役所等庁舎は立派でも中身のサービスは疑問符がつく。</p> <p>○ 区議会議員や職員の数を減らすべき(同様意見 3社)。</p> <p>○ 区議会議員数や行政の質を落とさず、地方公務員を削減する方策を徹底的に検討すべき。</p> <p>○ 都市生活基盤及び交通基盤等の整備により、産業経済と行政の円滑化を望む。</p> <p>○ 旅券発給事務を都道府県事務から民間等への移管を視野に、広域に事務が行われる仕組みづくりをすべき。</p> <p>○ 内容がほぼ同一の申請であるにもかかわらず、現在は都、区と個別に出す必要がある。例えば都に提出すれば、区への申請が省略されるような仕組みにして欲しい。</p> <p>○ 河川(河川敷)活用面での規制に問題がある(現実面で全く支障がなく、区ではその利用を容認しても都が建前上の規制だけでその利用を認めないなど)</p> <p>○ 区などは住民を意識して、仕事で来る人の事を考えない。行政は一票の重さだけを考えがちなので中間住民(仕事で来る人)にも0.5票で良いので投票可能にすべき。</p>

自由民主党道州制推進本部 第 3 次中間報告について

1 経緯

- ・平成 16 年 11 月に自由民主党道州制調査会が発足し、平成 17 年 10 月に第 1 次中間報告、平成 19 年 6 月には第 2 次中間報告を取りまとめ
- ・平成 19 年 11 月に自由民主党道州制推進本部が総裁直属の機関として発足し、全都道府県議会議長、全都道府県知事との意見交換などを経て、平成 20 年 7 月 29 日に第 3 次中間報告を取りまとめ

2 概要

- ・都道府県を廃止し、全国に 10 程度の道・州を設置
- ・国の仕事は道州に、都道府県の仕事は基礎自治体にそれぞれ移管し、国と道州は「小さな政府」を目指す
- ・区割りについては 4 案を提示
- ・国の事務の原則及び国と地方の役割分担に関する三原則を明記
- ・基礎自治体の規模は、人口 30 万人以上、少なくとも人口 10 万人以上とし、700 から 1000 程度に再編
- ・平成 27 年（2015 年）から平成 29 年（2017 年）を目途に道州制の導入を目指す
- ・大都市制度、東京のあり方については、多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と、組織・権限等に関する特例が必要という地方自治制度の見地から引き続き検討

3 特別区に関する記述（中間報告より抜粋）

4. 「第 2 次中間報告」で残された検討課題についての考え方 (2) 道州制下における大都市制度、東京のあり方

○道州制下における大都市制度、東京のあり方については、①多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と②広域自治体（道州）との関係や組織・権限等に関する特例の必要性という地方自治制度の見地からの検討が必要である。

～中略～

④しかしながら、東京（現在特別区の存する区域あるいは都心 3 区（千代田区、中央区、港区））については外交や迎賓、皇室関係の事務等の首都としての機能が存在し、人口や社会経済機能の集積が他の大都市と比較しても著しいこと等から特別な配慮が必要とも考えられる。自治体を置かず、国直轄の区域とするという考え方は、地方自治の根幹に関わる問題であり適切ではないと考えるが、他の大都市地域を相当上回る規模の人口の高度な集積に着目し、道州との調整、事務配分、税財政、道州の区域等に関する特例を設けることが適切と考える。

特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する「参考論点」抜粋

都からの質問事項	都からの質問事項に関連する参考論点 (第8回幹事会の区側資料「特別区の区域のあり方に関する参考論点」より抜粋)
「大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題」とでは、具体的にどこがどのように異なると考えているのかを明らかにされたい。	<p><特別区制度の特殊性について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。
特別区の規模の上・下限やバラつきについて、区側の見解をお聞きしたい。	<p><行財政基盤と区域の関係について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないかと。 ・自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないかと。 ・特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においてもより多くの行政を担いうる能力を持っているのではないかと。 <p><区域を越える課題への対応について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないかと。 <p><自治体の規模、面積等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないかと。 ・都区制度のもとでの再編を行ったとしても、政令指定都市制度が適用されるわけでもなく、大規模化することのメリットは無いのではないかと。
日常生活圏が特別区の規模の指標にならないとすれば、これに替わるものとしてどのような指標があるか、お示し願いたい。	<p><区域問題の性格について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないかと。 <p><行政改革と区域との関係について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の再編は、費用面での効率性だけでなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないかと。

特別区の区域のあり方に関する主要論点

～第8回幹事会区側資料「特別区の区域のあり方に関する参考論点」から抜粋～

- 区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。
- 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きの悪いのではないか。
- 基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。
- 現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。
- 区域の再編は、費用面での効率性だけでなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。
- 人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することと、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているかどうかは一致しないのではないか。
- そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。
- 特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。
- 現状で事務、財源上の桎梏となる問題はなく、行財政改革を継続して進めていくことにより、持続的に効率的な行政執行が可能なのではないか。
- 区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもっと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。
- 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。

地方分権改革推進委員会で示された基礎自治体のあり方に関する考え方
～「中間的なとりまとめ」(平成19年11月16日)から抜粋～

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

(2) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み
(行政の総合性の確保)

国と地方、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分することは、地方分権改革の基本原則である。この「基礎自治体優先」の基本原則のもとで、基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である。このような仕組みにより、地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要である。

規模や地理的条件等の事情が異なる個々の地方自治体が、地域の行政を総合的に実施する役割を担うことができるよう「自立と連帯」の基本原則にしたがい、コミュニティやパートナーシップの活用、民間化なども含めた自らの体制強化、合併、広域連合の形成、広域自治体への委託など総合性を担保するための手段を自主的に選択することが重要であり、そのための制度の充実をはかる必要がある。

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

(1) 広域連携の拡充

基礎自治体優先の原則は、国と地方の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体が最優先に役割を担うことを意味する。現在推進されている「平成の大合併」は、こうした役割を担うことができる基礎自治体を整備しようとするものである。そのうえで、自ら担うことが難しい場合やあるいは複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断する場合には、広域連合など多様な連携の形態を積極的に導入できるようにすることも必要である。

限界集落、過疎、離島などの問題が深刻化するなかで、基礎自治体が自ら担う事務事業を選択できる仕組みが地方自治においては必要である。そして、単独の基礎自治体が自ら担えない事務事業は、周辺の基礎自治体と連携して担う広域連合等水平的補完、あるいは都道府県が担う垂直的補完の仕組みの充実をはかることが必要である。その際、権限・財源の移譲も含め広域連携等のいっそうの充実・活用をはかることを検討すべきではないか。

「基本的な考え方」でも既に示したように、「地方が主役」とは、地方が総体として国から自立するとともに、各地域が相互に連帯しつつ個々に自立している姿を意味する。その連帯において、広域連携の充実は重要な課題と考える。

諸外国の大都市制度

	イギリス	フランス	アメリカ	韓国	日本
	ロンドン	パリ	ニューヨーク	ソウル	東京
国の地方自治制度の概要	<p>【大都市圏】<一層制> 基礎自治体:大都市圏ディストリクト(36)</p> <p>【地方圏】<一層制と二層制が混在> <一層制> 基礎自治体:ユニタリー(46) <二層制> 基礎自治体:カウンティ(34) 基礎自治体:ディストリクト(238)</p> <p>【ロンドン】<二層制> 広域自治体:GLA 基礎自治体:ロンドン区(32) シティ・オブ・ロンドン(1)</p> <p>広域自治体(GLA)</p>	<p><三層制> 広域自治体:レジオン/州(26) 広域自治体:デパルトマン/県(100) 基礎自治体:コミュニティ(36,784)</p> <p>【パリ】<二層制> 広域自治体:イル・ド・フランス州 広域自治体+基礎自治体:パリ</p> <p>基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ</p>	<p>連邦制。 50の州それぞれが独自の憲法を有し、州によって地方自治のあり方は異なる。 ニューヨーク州は以下のとおり <二層制> 広域自治体:カウンティ (ニューヨーク市を除き57) 基礎自治体:シティ(62)、タウン(932)、 ヴァレッジ(553)等</p> <p>【ニューヨーク】<一層制> 広域自治体+基礎自治体:ニューヨーク市</p> <p>基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ</p>	<p>【広域市】<二層制> 広域自治体:広域市(6) 基礎自治体:自治区(44)、郡(5)</p> <p>【道】<二層制> 広域自治体:道(8) 基礎自治体:市(48)、郡(77)</p> <p>※市区町村数は平成20年3月時点</p>	<p><二層制> 広域自治体:都道府県(47) 基礎自治体:市区町村(1,793)</p> <p>※市区町村数は平成20年3月時点</p>
各都市の概要	<p>基本的性格</p> <p>面積(k㎡)</p> <p>人口(人)</p> <p>人口密度(人/㎡)</p> <p>議会 (議員の選出方法、議員数、議員の任期)</p> <p>長(選出方法、任期)</p> <p>消 防</p> <p>上下水道</p> <p>清 掃</p> <p>交 通</p> <p>都市計画</p> <p>事務配分</p> <p>大都市の特例</p> <p>税財政制度</p> <p>その他</p>	<p>基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ</p> <p>105</p> <p>215万人(2005年1月)</p> <p>20,510</p> <p>公選、163人、6年</p> <p>議会による互選、6年</p> <p>×(軍の消防隊が管轄)</p> <p>○</p> <p>×(民営化)</p> <p>×(区及び事務組合)</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>基礎自治体の事務と広域自治体の事務を実施(警察権限は国に留保)</p> <p>なし</p> <p>行政区の設置(パリ、マルセイユ、リヨン)</p>	<p>789</p> <p>825万人(2006年7月1日)</p> <p>10,448</p> <p>公選、51人、4年</p> <p>公選、4年</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>なし</p> <p>行政区の設置</p>	<p>605</p> <p>1,036万人(2006年12月31日)</p> <p>16,573</p> <p>公選、105人、4年</p> <p>公選、4年</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>×(ソウルメトロ公社)</p> <p>△</p> <p>基礎自治体の事務のうち一部の事務を行う(広域市にも適用)。</p> <p>ソウル特別市の税目のうち一定税目を課税し、50%を自治区に配分(広域市にも適用)。</p> <p>自治区職員の採用はソウル特別市が行う(広域市にも適用)。</p>	<p>広域自治体(東京都)</p> <p>622 ※区部合計</p> <p>872万人(2008年6月1日)※区部合計</p> <p>14,024 ※区部合計</p> <p>公選、89人(区部選出議員)、4年</p> <p>公選、4年</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p> <p>基礎自治体の事務のうち一部の事務を行う</p> <p>基礎自治体の税目のうち一定税目を課税し、55%を特別区に配分</p> <p>なし</p>
都市を構成する団体の概要	<p>名称(団体数)</p> <p>基本的性格</p> <p>最大・最小面積(k㎡)</p> <p>最大・最小人口(人)</p> <p>議会 (議員の選出方法、議員数、議員の任期)</p> <p>長(選出方法、任期)</p> <p>事務</p> <p>課税権</p> <p>立法権</p>	<p>区(20)</p> <p>行政区</p> <p>8.48/0.99</p> <p>191,800/17,750</p> <p>公選、517人、6年</p> <p>議会による互選、6年</p> <p>区の土地利用などに関する意見の陳述 ・託居所、児童公園の管理 ・戸籍、選挙等(国の機関として実施)</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>地区評議会</p>	<p>区(5)</p> <p>行政区</p> <p>284.12/59.05</p> <p>2,523,047/478,876</p> <p>なし</p> <p>公選、4年</p> <p>区内の市サービス提供の監視 ・行政サービスに対する苦情の受理 ・市の土地利用計画の策定</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>コミュニティ委員会</p>	<p>自治区(25)</p> <p>基礎自治体</p> <p>47.14/9.96</p> <p>621,676/136,348</p> <p>公選、419人、4年</p> <p>公選、4年</p> <p>戸籍、福祉、産業振興、教育、文化など 住民の日常生活に密着したサービスを提供</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>住民自治センター</p>	<p>特別区(23)</p> <p>基礎自治体</p> <p>59.46/10.08</p> <p>861,120/44,565</p> <p>公選、889人、4年</p> <p>公選、4年</p> <p>基礎自治体として住民に身近な行政サービスを提供</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>地域自治区(都内はなし)</p>
地域自治組織	<p>名称(団体数)</p> <p>構成員数</p> <p>事務</p>	<p>10~20人など</p> <p>・コミュニティからの諮問を受け、地区に係る事業計画の計画・実行・評価に関して意見を陳述</p>	<p>50人以内</p> <p>・公聴会による住民ニーズの吸い上げ ・市の行政サービスに関する評価 ・地域開発の地元計画案の策定</p>	<p>15~25人</p> <p>・文化余暇機能(地域文化行事等) ・市民教育機能(教養講座等) ・地域社会振興機能(青少年指導等)</p>	<p>15~20人が7割</p> <p>・市町村長に対する意見具申(公の施設)の設置、地域福祉、地域の環境保全など)</p>

都からの質問事項への区側回答に対する都の意見

都からの質問事項	区から示された参考論点	区から示された参考意見に対する都の意見
<p>「大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題」とでは、具体的にどこがどのようになると考えているのかを明らかにされたい。</p>	<p>＜特別区制度の特殊性について＞ ・そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。</p>	<p>・住民自治の観点からも、基礎的自治体のあるべき姿や再編を含む特別区の区域のあり方を考えることも必要なのではないか。</p>
<p>特別区の規模の上・下限やバラつきについて、区側の見解をお聞きしたい。</p>	<p>＜行財政基盤と区域の関係について＞ ・必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。 ・自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。 ・特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においてもより多くの行政を担いうる能力を持っているのではないか。</p> <p>＜区域を越える課題への対応について＞ ・特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。</p> <p>＜自治体の規模、面積等について＞ ・人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。 ・都区制度のもとでの再編を行ったとしても、政令指定都市制度が適用されるわけでもなく、大規模化することのメリットは無いのではないか。</p>	<p>・自治体の規模の大小と行財政基盤の強弱は、一般的には関連するとされているが、関連しないというのであれば、実証的な説明が必要ではないか。 ・自治体間の相互補完、民間活動との連携に加え、区域の再編についても検討することは、都民区民にとって有益なのではないか。 ・特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡があったとしても、規模の上下限、バラつきの是非の検討は必要なのではないか。 ・広域連合や一部事務組合により事務を行うことは、都民区民からの距離が遠くなり、責任も間接的になるなど、民主的側面において、現行制度には限界があるのではないか。 ・検討すべきは、合併を必然とするほどの格差か否かではなく、合併によるメリットとデメリットとを比較することではないか。 ・特別区の区域を拡大させるべきか否かという検討はあっても、少なくとも特別区の区域は一つの大都市を形成しているため、再編して政令指定都市制度が適用されることはないにしても、バラつきを解消し、大規模化を図ることのメリットを実証的に検討する必要があるのではないか。</p>
<p>日常生活圏が特別区の規模の指標にならないとすれば、これに替わるものとしてどのような指標があるか、お示し願いたい。</p>	<p>＜区域問題の性格について＞ ・23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないか。</p> <p>＜行政改革と区域との関係について＞ ・区域の再編は、費用面での効率性だけでなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。</p>	<p>・日常生活圏が拡大したという点は、特別区の区域のあり方を検討する際の一つの指標になるのではないか。 ・考え方や地域性が様々であったとしても、区域の再編を議論することができないということにはならないのではないか。 ・ご指摘のとおり、費用面での効率性ととも、住民の生活圏が拡大している現状における住民にとつての適切な意思決定のあり方や行政サービスの向上を図っていくという観点から区域の再編を検討する必要はあるのではないか。 ・受益と負担の観点からも、現在の特別区の意思決定が適切に行われているか、検討する必要があるのではないか。</p>

区側から示された「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見

区側から示された主要論点	都の意見
<p>区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区域のあり方について、本検討委員会で検討するということは、都区双方で既に一致しているところであり、最終的には各区が判断するにしても、都区で今後のありべき姿を検討し示していく必要があるのではないか。 23区が一致した見解を持つことは難しくとも、再編を含む区域のあり方について、事務移管が進んだ将来の姿も視野に入れながら、特別区自らが明確なビジョンを持ち、発信していく必要があるのではないか。
<p>特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きの多くではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再編を含む区域のあり方の検討は、事務配分の受け皿としての視点からだけでなく、生活圏の拡大の視点や行政改革推進の視点、さらには平成の大合併が推進したという全国的な状況も踏まえることが必要なのではないか。 区域の再編を行うことにより、一般的な合併のメリットは享受できるのではないか。個々の区の実財政能力は更に高まり、都民区民へのサービスの向上につながるなど、合併のメリットはあるのではないか。
<p>基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> より良いサービスを効率的に提供していくために、区域の再編が有効かどうか、都区で検討する必要があるのではないか。 行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の取組みと区域の再編はトレードオフの関係にはなく、効率的な行政執行を実現するため、区域の再編についても検討することは、都民区民にとって有益なのではないか。
<p>現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再編を含む区域のあり方の検討は、事務配分の受け皿としての視点だけでなく、生活圏の拡大の視点や行政改革推進の視点、さらには平成の大合併を推進したという全国的な状況も踏まえることが必要なのではないか。 事務移管にあたっては、施設の整備や専門的人材の確保などのハード・ソフト両面からの体制づくりなど、各区が責任を持って担う受け皿となることが必要であり、事務移管と区域のあり方の議論はセットで行うべきではないか。
<p>区域の再編は、費用面での効率性だけでなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域における意思決定のレベルはその決定される事柄に応じて様々であるべきであり、コミュニティレベルの視点で行うものもあれば、広域的な視点が必要なものもあるのではないか。 費用面での効率性ととともに、住民の生活圏が拡大している現状における住民にとっての適切な意思決定のあり方や行政サービスの向上を図っていくという観点から区域の再編を検討する必要があるのではないか。
<p>人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することと、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているかどうかは一致しないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することを、不適切に感じている区民もいるのではないか。 したがって、人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致に伴う問題点や、区域の再編により、行政サービスの向上に有効かどうかを都区で検討し、そうした情報を区民・都民に対して公表していくことが必要なのではないか。

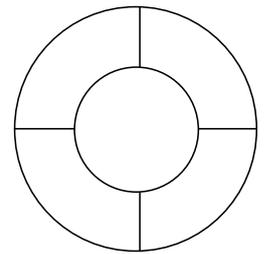
区側から示された主要論点	都の意見
<p>そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を拡大して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治の観点からも、基礎的自治体のあるべき姿や再編を含む特別区の区域のあり方を考えることも必要ではないか。 ・現在の特別区の規模はまちまちであり、住民サービスの向上と住民自治の充実という観点から、区域再編の必要性和併せて地域内分権のあり方も検討する必要があるのではないか。また、小規模な区が総合支所制をとることは、制度の複雑化となるのではないか。
<p>特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合や一部事務組合により事務を行うことは、都民区民からの距離が遠くなり、責任も間接的となるなど、現行制度には限界があるのではないか。 ・区域の再編により、より良いサービスを効率的に提供することが可能になるのではないか。
<p>現状で事務、財源上の極端となる問題はなく、行財政改革を継続して進めていくことにより、持続的に効率的な行政執行が可能なのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、行財政改革を継続して進めていくことはもちろん必要であるが、現状で財源上の極端となる問題はないとしても、特別区の地域の財源が国から常に狙われている中で、区域のあり方の議論はやはり必要なのではないか。 ・総務省からも、大都市部における市町村合併にはより大きな効率化効果があると示されており、効率的な行政執行を実現するための一つの手段として、区域の再編についての議論は、やはり必要なのではないか。
<p>区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもっと前進させるためにも、道州制等の議論は、東京の自治をさらに発展させるためには、広域的自治体のあるべき姿とほどのようなものか、都区のあるべき姿とほどのようなものか、都区の方検討委員会の場においても、都と区は積極的に議論していくべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制等の議論を含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をさらに発展させるためには、広域的自治体のあるべき姿とほどのようなものか、都区のあるべき姿とほどのようなものか、都区の方検討委員会の場においても、都と区は積極的に議論していくべきではないか。
<p>生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の住民の生活圏が各区の区域を越えて広がっていることは事実であり、受益と負担の一致を図っていくという観点から、特別区の区域の再編について検討する必要があるのではないか。

再編案の主な基本類型

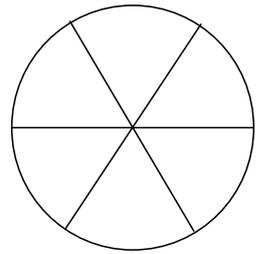
基本類型	ポイント
<p>1 都心部・中心部を統合する考え方 地域別の機能分担に基づき、コアとなる中心部分を合併する。周辺部については、一般の市町村と同様の視点で合併を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心部と周辺部の機能・性格の違いを反映させることができる。 ○ 中心部は「新東京市」のような存在となり、都市としての象徴性が強まる。また、業務機能の集積地域として、首都圏の再生の観点から、その区域に広域的自治体との役割分担の特例を設けるなどの方策がとりやすくなる。周辺部は、市としての性格をより強めることとなる。 ○ 都心部における自治制度を特殊なものとする議論(国直轄、自治権制限)につながるおそれがある。
<p>2 中心部・周辺部を統合する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心部と周辺部の財政格差を平均化する上で効果がある。 ○ 都心部分が分断される。 ○ 各々の自治体の規模があまりに巨大となり、住民の感覚とかけ離れている。
<p>3 全区域を統合する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大東京市」の誕生により、世界都市としての地位や象徴性が高まる。 ○ 基礎的自治体間の財政基盤の差が必然的に解消される。 ○ 基礎的自治体として他に類をみない規模(人口800万人超)となることや、広域自治体の役割や存在感がなくなる懸念がある。 ○ 現在の基礎的自治体の区域ごとに改めて自治体を設けるかどうかの検討が必要となる。
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経常費用の最小化」「地域のつながりの最適化」「自治体の財政バランス」「自治体の形状」など様々な視点から再編案の検討が可能となる。 ○ 様々な視点を考慮することにより、「1」「2」「3」の考え方による再編のメリットは十分に発揮されなくなる。

分類1～3の出典：東京都議会行財政改革基本問題特別委員会資料「自治制度改革の論点整理」(東京都知事本部 平成14年4月)

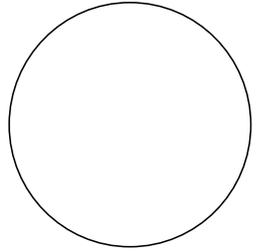
1 都心部・中心部を統合する考え方



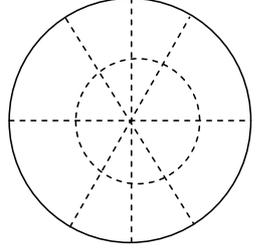
2 中心部・周辺部を統合する考え方



3 全区域を統合する考え方



4 その他



東京都議会 行財政改革基本問題特別委員会資料『自治制度改革の論点整理』（知事本部）（平成14年4月）より抜粋

Ⅲ 大都市地域における基礎的自治体の統合・再編

大都市地域においても、基礎的自治体の自主性・自律性を高め、行財政基盤を強化するなどの理由から、その選択肢の一つとして、統合・再編を検討する必要がある。民間団体等の考え方を整理すると、①中心部を統合する考え方、②中心部と周辺部を統合する考え方、③全区域を統合する考え方の3つにまとめることができる。

論点

（大都市地域における基礎的自治体の統合・再編の必要性）

- 各特別区の区域は半世紀あまりにわたりほとんど変わっていないが、現在、全国的に市町村合併推進の機運が高まっており、都でも「市町村合併に関する検討指針」（平成13年）を策定した。特別区においても、現行制度における再編案を検討していく必要があるが、さらに中長期的視点にたち、以下のような観点も踏まえ、大都市地域の基礎的自治体の統合・再編について検討する必要があるのではないかと考えられる。
- ① 東京の活力を上げていくために、基礎的自治体としてどのような区域や事務内容が適正なのかについて根本的に検討することが必要となっている。
- ② 首都圏の再生がクローズアップされており、特にセンター・コア等の中枢部分の再生が必要となっている。都心部において、大都市の一体的整備を図る観点も反映させる必要がある。
- ③ 大都市地域における基礎的自治体が担うべき役割が、政令指定都市並みになった場合には、それに見合った規模の拡大が必要となる。
- ④ 基礎的自治体としての多様性を確保しつつ、大都市としてのある程度の総合性・一体性を確保するためには、小規模の自治体が多数連立するよりも、大規模な基礎的自治体が少数存在する方が、より望ましい。

（大都市地域の拡大）

- 市街地が特別区の区域を越えて連たんしている現状を踏まえ、武蔵野市、三鷹市、狛江市など多摩の市も含め、大都市地域における基礎的自治体の再編を考えるべきとの意見もある。
- 再編は、都内だけでなく、他県の地域も巻き込んで考えていかなければ、制度改革の意義や波及効果が乏しいとの意見もある。

（合併のメリット）

- 基礎的自治体合併のメリットとしては、次の点があげられる。
- ① 住民サービスの維持・向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

② 地域づくり・まちづくりの広域化

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題・観光振興など、広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

③ 行財政運営の効率化とその基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になる。

(再編に慎重な意見)

- 一方、現在の特別区の合併については、必要性はあまり高くないとの考え方もある。周辺区においては、すでに人口 50 万を超える区が多く存在しており、これ以上の巨大化に対する懸念もある。また、住民の間にも合併の機運が高まっているとはいいいがたい。
- また、平成 12 年 4 月に都区制度改革が行われたばかりであり、都が再編案の提示などを行うことは不適切との意見もある。

(統合・再編を考える視点)

- 今後、大都市地域における基礎的自治体の大規模な統合・再編を行う場合でも、以下のような点に留意する必要があるという意見がある。
 - ① 基礎的自治体として最低限備えるべき機能が自立的・完結的に自地域内にある。
 - ② 住民構成（所得・年齢等）に大きな偏りが無い。
 - ③ 財政的な効率性からみて、適正な人口・面積規模となる。
 - ④ 学校、福祉施設等の数、配置が自治体の人口規模等からみて適正になる。また、図書館、スポーツセンター等、公共施設のサービス圏域が効率化される。
 - ⑤ 移動不可能な都市インフラ（公園、ターミナル等）が偏在しない。
 - ⑥ 木造住宅密集地域等、都市防災上問題のある地域が一部の自治体に偏在しない。
 - ⑦ 自治体の形状が極端に不整形にならない。
 - ⑧ 各自治体における税源の偏在がなるべく少ない。
- 大都市地域における基礎的自治体のあり方は、以上のような定量化可能なデータによる視点のほか、江戸以来の都市構造の特色、特別区の歴史、大都市としての特殊性、首都圏の再生などの観点も考慮した分析・検討が必要である。
- また、首都圏の再生・日本の再生のため、東京の国際競争力を強化するという視点から、都心部（センター・コア）を首都圏・日本の中枢機能を担う地域として位置づけるなどの検討が必要との意見もある。

(主な基本類型)

- 現在、統合・再編の提案は、民間団体等からなされており、それら様々な考え方を整

理すると、現段階では次のような3つの基本類型にまとめられると考えられる。

① 都心部・中心部を統合する考え方

地域別の機能分担に基づき、コアとなる中心部分を合併する。中心部の範囲については、現在の都心3区、「東京構想2000」におけるセンター・コアなど、いくつかの類型が想定される。周辺部については、一般の市町村と同様の視点で合併を検討する。

〈特徴〉

- ・ この考え方によれば、中心部と周辺部の機能・性格の違いを反映させることができる。
- ・ 中心部は、「新東京市」のような存在となり、都市としての象徴性が強まる。また、業務集積地域として、首都圏の再生の観点から、その区域に広域的自治体との役割分担の特例を設けるなどの方策がとりやすくなる。

一方、周辺部は、市としての性格をより強めることとなる。

〈問題点〉

- ・ 中心部に著しく財政力が偏るという問題が生じる。
- ・ また、都心部における自治制度を特殊なものとする議論（国直轄、自治権制限など）につながりがちである。

② 中心部・周辺部を統合する考え方

〈特徴〉

- ・ 中心部と周辺部の財政格差を平均化する上では効果があると考えられる。

〈問題点〉

- ・ 都心部分が分断されることのデメリットも考慮する必要がある。なお、この案については、各々の自治体の規模があまりに巨大となり、住民の感覚とかけ離れているとの批判もある。

③ 全区域を統合する考え方

〈特徴〉

- ・ 「大東京市」の誕生により、世界都市としての地位や象徴性が高まることが期待される。
- ・ 行政運営上のメリットとしては、基礎的自治体間の財政基盤の差が必然的に解消されることがある。

なお、合併後の基礎的自治体が政令指定都市的な存在となる場合は、都制度は解消され、大都市事務は「大東京市」が担うことになる。また、府県事務であっても「大東京市」が多くを担うこととなれば、事実上「大東京市」は都に代わる存在となる。

〈問題点〉

- ・ 人口800万超という、基礎的自治体として他に類をみない規模となる（海外ではニューヨーク市などがある。）ことや、広域的自治体の役割や存在感がなくなる（政令

指定都市と府県との関係におけるのと同様の問題) ことの懸念がある。

- ・ また、大都市の抱える問題の多くは都県境を越えて存在していることから、たとえこのような「大東京市」ができたとしても、東京の大都市問題の一元的処理は困難であり、他縣市との連携協力が必須となる。
- ・ 現在の基礎的自治体の区域ごとに改めて自治体を設けるかどうか（この場合首都は三層制の自治制度となる。）、検討が必要である。

(臨海区域の再編)

- 臨海部（主に戦後埋め立てられた部分）は現在、湾岸各区の延長として分割されているが、臨海部は東京の再生・発展の新たな中心地ともなる可能性を持っている地域であることから、ここだけを分離し、一つのまとまりとすべきとの意見もある。

東京・「6 特別市＋自主区」まちづくり会議構想 (財団法人 森記念財団 平成 11 年 6 月) の概要

1 基本認識

- 望ましい自治体像を、都市経営母体としての視点と市民参加を前提とする「まちづくり」の視点から考える。
- 効率的で安定した都市経営を進め、大都市の骨格的な都市計画を実施するには、東京の基礎的自治体は現在よりも広い行政区域で行う方が良い。

2 検討にあたっての着眼点

都市経営母体の範囲については、3つのタイプが考えられる。

タイプ 1 : 23 区をそのまま都市経営母体とする～23 市案

タイプ 2 : 23 区を 1 市とする～東京市復活案

タイプ 3 : 23 区を幾つかに統合し、複数の市にする

タイプ 1 については、各区の財政格差が大きく、独立性が強まる分、生活行動圏と行政区域の不一致が表面化する恐れがあり、タイプ 2 については、地域・地区に対するきめの細かい対応が困難となる。したがって、これらの欠点を解消できるよう、各区を統合して複数の市にするタイプ 3 を検討する。

統合後の市（「特別市」とよぶ）の役割は、以下のようにまとめることができる。

- ① 効率的な行政運営、安定した都市経営
- ② 市民参加システム運営による「まちづくり」への市民要望の反映
 - ・ インターネットなどを利用し、生活都市計画に対する意見を行政域を超えて広聴
 - ・ 生活都市計画のうち地区密着型計画に関しては、計画提案権を生活拠点地区へ委譲
- ③ 重点改善地区の整備や世界的都市間競争への対応など、戦略的・政策的都市づくり
- ④ 市民の生活行動圏における生活基盤施設の整備・管理
- ⑤ 周辺都市との協議調整に基づく生活連携圏の広域サービス基盤施設の整備・管理

3 再編案

タイプ 3 に以下のような視点を勘案すると、6つの特別市を想定することができる。

- ① 都心・副都心から放射状に広がる各鉄道沿線別に生活行動圏を想定する。
- ② 区行政の歴史的継続性に配慮する。
- ③ 現在の各区の財政格差の解消を図る。

(千代田区、中央区は、財政格差の低減を図るため、東側の区と統合)

- ① 千代田市：千代田区、文京区、台東区、荒川区、北区、足立区の範囲
 - ② 城東市：中央区、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区及び臨海副都心の範囲
 - ③ 城南市：港区、品川区、大田区（臨海副都心を除く）の範囲
 - ④ 渋谷市：渋谷区、目黒区、世田谷区の範囲
 - ⑤ 新宿市：新宿区、中野区、杉並区の範囲
 - ⑥ 池袋市：豊島区、板橋区、練馬区の範囲
- ※ 市名は何れも仮称

4 留意点

(1) 自主区創設の提案

現行の特別区より規模の大きな特別市において、市民と行政の距離をより近いものとするために、現在の特別区の支所単位程度に「自主区」を創設することを提案する。自主区は、現在の特別区の支所的役割を担うとともに、市民参加による「まちづくり」の計画提案と地区施設の管理運営方針の策定の権限を特別市から委譲される。

(2) 自主区の役割と組織

自主区の組織は、市民参加による計画提案・運営方針策定組織である「まちづくり会議」と、特別市の下部組織としての「自主区事務局」の2つにより構成することを提案する。

①まちづくり会議

居住者やその自主区内で働く従事者や商店経営者など、様々な生活者の立場を代表する人、自主区内で活動するNPO、その自主区に住んでいなくてもまちづくりに深くかかわる土地所有者などの代表者によって設立し、市民の意見を取りまとめ、街づくりの専門家のアドバイスを考慮して、その自主区のみまちづくり計画案を作成し、特別市に提出する。ここでいうまちづくりの計画提案とは、住民などの関係者自身が、自主区具体的な将来ビジョンを描き、特別市及び特別市議会に提案するもの（いわば自主区マスタープラン）である。

なお、計画案の作成費用は都市経営母体である特別市によって賄われる。

②自主区事務局

自主区事務局（特別市の下部組織）は、特別市の職員により構成される。現在の各区の支所、政令指定都市の行政区に相当する役割、例えば各種証明書の発行や生活に関連した細々とした問題の相談などの窓口業務を担う他、自主区内で紛糾した問題の相談を引き受けたりする。

（3）まちづくり計画提案の意義

特別市の中をさらに細かく区分した市民参加の単位として自主区を設けて、そこがまちづくり計画を提案するメリットは、以下の通りである。

- ①市民ニーズを的確に反映(多元的な価値観への対処を含む)したまちづくりが可能。
- ②市民間合意形成の促進と施策の円滑化。
- ③自主区市民の自主区環境に対する関心を高め、自主的な管理改善運動を誘引する。
- ④計画の実現性を制度上担保する。

【参考】



(単位: 人、km²)

	人口	面積
千代田市	1,538,783	117.02
城東市	1,828,767	148.40
城南市	1,194,647	102.52
渋谷市	1,268,349	87.89
新宿市	1,136,782	67.84
池袋市	1,384,627	93.34
合計	8,351,955	617.01

※港区、品川区の臨海副都心部の人口、面積は城東市ではなく城南市に計上。

(出典)平成17年国勢調査

東京 23 区の再編（浅見泰司・中野英夫・小林庸至）の概要 『都政研究平成 14 年 8 月号』

1 基本認識

近年、地方自治に関する制度改革が進められ、地方自治体における市町村合併が活発化している。背景には、地方分権の実現とともに、地方財政面での効率化の要求がある。

東京都においても、自治体の最適な規模のあり方を考察することは極めて重要になってきている。

2 検討にあたっての視点

自治体の規模はその行政サービスが効率的になっていけばよいが、自治体は公的な意思決定の単位でもあるため、単純に行政サービスの供給費用の効率化問題だけでは馴染まない面もある。そのため、本来は自治体の再編を考える際にも、それが地域にとって費用面で効率的になることだけでなく、自治体における意思決定が適切になるかどうか加味して分析しなければならない。

しかし、これは、自治制度や税制に大きく関わる問題であり、分析の範囲を超えているため、代替手段として「地域のつながり」「自治体の財政バランス」「自治体の形状」等の条件を組み込んで分析する。

3 再編案

(1) 「経常費用の最小化」に着目した場合

経常費用が最も改善するように隣接する 2 区の合区を繰り返し、それ以上改善されなくなるまで行う。

これにより得られる区割案は、以下のとおり、23 区を 16 区に再編するものである。

- | | | | |
|------------|--------|-------|--------|
| ①千代田・台東・荒川 | ②中央・墨田 | ③港・新宿 | ④文京・豊島 |
| ⑤品川・目黒 | ⑥渋谷・中野 | ⑦江東 | ⑧大田 |
| ⑨世田谷 | ⑩杉並 | ⑪板橋 | ⑫練馬 |
| ⑬北 | ⑭足立 | ⑮葛飾 | ⑯江戸川 |

人口はほぼ 30～80 万人、面積は 20～60 k m²とだいたいまとまり、現状よりも区間の規模のバランスはとれている。また、「地域のつながり」や「自治体の財政バランス」という観点からも、現状より弊害を生じることはなく、費用面から考えた比較的良好な候補である。

しかし、「2 検討にあたっての視点」で述べたとおり、自治体の再編を考える際には、費用面で効率的になることだけでなく、他の要素にも着目する必要がある。

(2) 「地域のつながりの最適化」に着目した場合

地域のつながりという観点から最適化を行う。

これにより得られる区割案は、以下のとおり、現行の 23 区を 11 区に再編するもの

である。

①千代田・中央・港・新宿・文京・台東・渋谷・豊島 ②品川・目黒
③墨田・江東 ④板橋・北・荒川 ⑤中野・杉並 ⑥大田 ⑦世田谷
⑧練馬 ⑨足立 ⑩葛飾 ⑪江戸川

都心区と目されるほとんどの区が合区され、一大都心区を形成している。区の形状としては、(1)よりもコンパクトな形状となっており、再編の一つの方向性を示しているとも言えるが、一方で自治体間の財政バランスが大きく崩れている。

(3) 「自治体の財政バランス」及び「経常費用の最小化」に着目した場合

歳入と歳出の格差を各区に関して求め、その総和が最も小さくなる区割を検討する。

これに「経常費用の最小化」の要素を加味するが、「自治体の財政バランス」と「経常費用の最小化」の重視の仕方(ウェイト)を変えて、幾つかのパターンを比較してみると、「経常費用の最小化」のウェイトを0.0~0.4にした場合の区割案は以下のとおり、現行の23区を3区に再編するものである(※)。

①江東・荒川・足立・葛飾・江戸川 ②中野・豊島・板橋・北
③千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・品川・目黒・大田・世田谷
渋谷・杉並・練馬

※ 財調交付金を各区の人口規模に比例して配分する場合を想定

(1)(2)に比べて、区の数が増減しており、いわば内部補助が可能な再編になっているが、規模や形状が不自然となり、適切とは言えない。

(4) 「自治体の形状」及び「経常費用の最小化」に着目した場合

地域内の平均移動距離(地域内の任意の2点を結ぶ距離の平均値)を用いて形状の最適化を検討する。

これに「経常費用の最小化」の要素を加味するが、「自治体の形状の最適化」と「経常費用の最小化」の重視の仕方(ウェイト)を変えて、幾つかのパターンを比較してみると、「経常費用の最小化」のウェイトを0.2~0.6にした場合の区割案は以下のとおり、現行の23区を14区に再編するものである。

①千代田・文京・台東・荒川 ②中央・墨田・江東 ③港・目黒・渋谷
④新宿・中野 ⑤豊島・北 ⑥品川 ⑦大田 ⑧世田谷 ⑨杉並 ⑩板橋
⑪練馬 ⑫足立 ⑬葛飾 ⑭江戸川

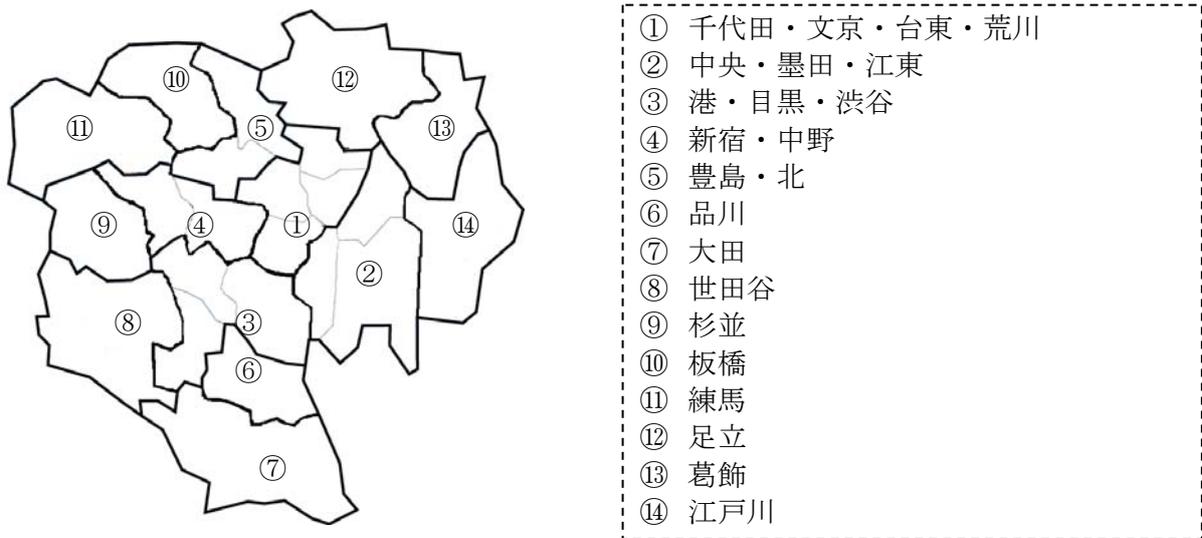
「経常費用の最小化」のウェイトを0.2~0.6のいずれにしても結果が変わらず、比較的安定的な案である。23区を再編する場合には、この案を比較的有力な案と考えることができる。

4 留意点

上記の分析は、経常費用の抑制、地域のつながり、財政バランス、地域の形状などの項目を重視し行ったが、もとより、区の再編問題は、ここで紹介した分析のみで決められる問題ではなく、より多くの視点から総合的に定められるべきものである。

ただ、今後の自治体の再編の議論を行うには、単なる定性的、直感的ないし政治的議論だけでなく、本稿で紹介したような定量的分析により多くのシミュレーションを行って、客観的な判断に基づく議論も行うべきである。

【参考】



(単位:人、km²)

	人口	面積
①	585,938	43.23
②	750,139	63.70
③	633,761	50.15
④	614,200	33.82
⑤	563,486	33.60
⑥	344,888	22.72
⑦	664,027	59.46
⑧	820,320	58.08
⑨	522,582	34.02
⑩	507,799	32.17
⑪	643,687	48.16
⑫	622,500	53.20
⑬	424,823	34.84
⑭	653,805	49.86
合計	8,351,955	617.01

(出典)平成 17 年国勢調査

地方自治に関する最近の新聞報道について

○「道州制論議前倒し」（平成20年11月11日 日本経済新聞夕刊）

政府・自民党が、道州制の理念や移行への工程を示す「道州制基本法案」について、年内に骨子をまとめ、来年1月召集の次期通常国会に法案を提出する方向で検討する、次期衆院選もにらみ麻生内閣の重点政策と位置付けて成立を急ぐ方針である、と報道

○「東商提示 道州制へ23区“合併”案」（平成20年11月11日 東京新聞）

平成20年9月11日に東京商工会議所が発表した「道州制と大都市制度のあり方～東京23区部を一体とする新たな「東京市」へ～」における「東京市」の提言について、報告書をまとめた政治・行政改革推進委員会の委員長である渡辺佳英・大崎電気工業社長へのインタビューをはじめ、千代田区長や八王子市住民へのインタビュー記事を掲載

既存の再編案と行政圏等との関係

1	既存の特別区の再編案	1
2	シミュレーション結果	
(1)	基本情報	2
(2)	税収	3
(3)	通勤通学・業務移動圏・私事移動圏完結率	4
3	行政圏等との関係	
(1)	二次保健医療圏	5
(2)	都立高校の旧学区	6
(3)	都建設事務所所管区域	7
(4)	労働基準監督所所管区域	8
(5)	ハロワーク管轄区域	9
(6)	警視庁方面本部	10
(7)	東京消防庁消防方面本部	11
(8)	児童相談所管轄区域	12

1 既存の特別区の再編案

1 森記念財団案

(1) 出典 東京・「6特別市+自主区」まちづくり会議構想 (財団
法人 森記念財団 平成11年6月)

(2) 再編案



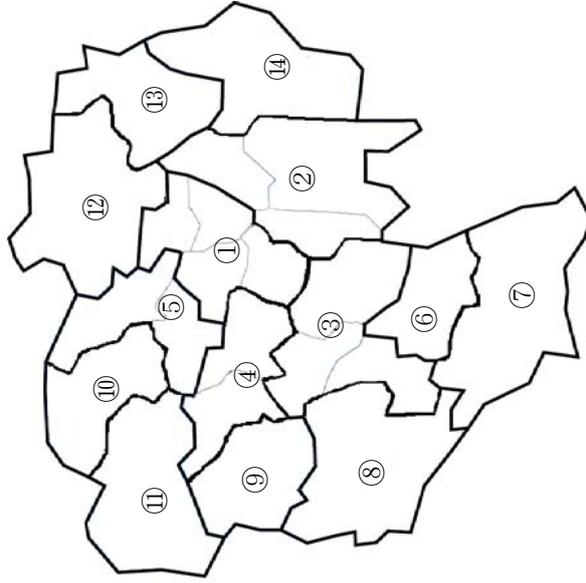
- ① 千代田市：千代田区、文京区、台東区、荒川区、北区、足立区の範囲
- ② 城東市：中央区、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区及び臨海副都心の範囲
- ③ 城南市：港区、品川区、大田区（臨海副都心を除く）の範囲
- ④ 渋谷市：渋谷区、目黒区、世田谷区の範囲
- ⑤ 新宿市：新宿区、中野区、杉並区の範囲
- ⑥ 池袋市：豊島区、板橋区、練馬区の範囲
- ※ 市名は何れも仮称

※ 今回のシミュレーションでは、港区、品川区の臨海副都心の人口、面積は城東市ではなく城南市に計上

2 浅見案

(1) 出典 東京23区の再編 (浅見泰司・中野英夫・小林庸至)『都政研究平成14年8月号』

(2) 再編案



- ① 千代田・文京・台東・荒川
- ② 中央・墨田・江東
- ③ 港・目黒・渋谷
- ④ 新宿・中野
- ⑤ 豊島・北
- ⑥ 品川 ⑦ 大田
- ⑧ 世田谷 ⑨ 杉並
- ⑩ 板橋 ⑪ 練馬
- ⑫ 足立 ⑬ 葛飾
- ⑭ 江戸川

2 シミュレーション結果

(1) 基本情報

注：合計欄のうち、昼夜間人口比率については、区部全体を対象としたものである。

○現行区	人口	面積	昼夜間人口比率
1 千代田区	41,778	11.64	2,047.3
2 中央区	98,399	10.15	659.5
3 港区	185,861	20.34	489.4
4 新宿区	305,716	18.23	253.5
5 文京区	189,632	11.31	177.4
6 台東区	165,186	10.08	185.6
7 墨田区	231,173	13.75	113.6
8 江東区	420,845	39.80	116.6
9 品川区	346,357	22.72	146.4
10 目黒区	264,064	14.70	109.1
11 大田区	665,674	59.46	99.0
12 世田谷区	841,165	58.08	89.7
13 渋谷区	203,334	15.11	272.4
14 中野区	310,627	15.59	92.0
15 杉並区	528,587	34.02	84.1
16 豊島区	250,585	13.01	162.3
17 北区	330,412	20.59	93.0
18 荒川区	191,207	10.20	96.3
19 板橋区	523,083	32.17	89.9
20 練馬区	692,339	48.16	82.4
21 足立区	624,807	53.20	86.6
22 葛飾区	424,878	34.84	80.7
23 江戸川区	653,944	49.86	81.8
合計※	8,489,653	617.01	135.1
格差	20.1	5.9	25.4

○森記念財団案	人口	面積	昼夜間人口比率
1 千代田市	1,543,022	117.02	164.0
2 城東市	1,829,239	148.40	124.6
3 城南市	1,197,892	102.52	173.4
4 渋谷市	1,308,563	87.89	122.2
5 新宿市	1,144,930	67.84	131.5
6 池袋市	1,466,007	93.34	98.6
合計※	8,489,653	617.01	135.1
格差	1.6	2.2	1.8

○浅見案	人口	面積	昼夜間人口比率
1 千代田区・文京区・台東区・荒川区	587,803	43.23	286.2
2 中央区・墨田区・江東区	750,417	63.70	186.8
3 港区・目黒区・渋谷区	653,259	50.15	271.9
4 新宿区・中野区	616,343	33.82	171.9
5 豊島区・北区	580,997	33.60	121.7
6 品川区	346,357	22.72	146.4
7 大田区	665,674	59.46	99.0
8 世田谷区	841,165	58.08	89.7
9 杉並区	528,587	34.02	84.1
10 板橋区	523,083	32.17	89.9
11 練馬区	692,339	48.16	82.4
12 足立区	624,807	53.20	86.6
13 葛飾区	424,878	34.84	80.7
14 江戸川区	653,944	49.86	81.8
合計※	8,489,653	617.01	135.1
格差	2.4	2.8	3.5

(出典)平成17年国勢調査
※最大値を青で、最小値を赤で塗りつぶした

(2) 税収

○現行区 (単位:百万円)

	特別区税	調整税(55%)※	合計	
1	千代田区	16,033	178,294	194,327
2	中央区	19,895	111,748	131,643
3	港区	67,379	152,858	220,237
4	新宿区	41,004	70,120	111,124
5	文京区	29,336	17,183	46,519
6	台東区	17,431	22,294	39,725
7	墨田区	17,093	13,453	30,546
8	江東区	34,545	32,818	67,363
9	品川区	37,517	36,118	73,635
10	目黒区	42,132	15,707	57,839
11	大田区	68,012	38,689	106,701
12	世田谷区	114,814	34,875	149,689
13	渋谷区	50,465	62,610	113,075
14	中野区	29,021	12,217	41,238
15	杉並区	63,811	19,290	83,101
16	豊島区	25,913	22,503	48,416
17	北区	22,853	11,662	34,515
18	荒川区	12,398	7,108	19,506
19	板橋区	38,440	18,659	57,099
20	練馬区	58,883	21,929	80,812
21	足立区	37,604	19,257	56,861
22	葛飾区	26,920	12,247	39,167
23	江戸川区	44,152	20,991	65,143
	合計	915,651	952,630	1,868,281
	格差	9.3	25.1	11.3

(出典)特別区税:「平成18年度特別区決算状況」(東京都総務局行政部政課)
調整税(55%):「平成18年度決算の状況」(東京都)・「東京都税務統計年報」(東京都主税局税制部)

注:調整税(55%)については、各区別の調整税額を推計した額に55%を乗じて算出した。

○森記念財団案 (単位:百万円)

	特別区税	調整税(55%)	合計	
1	千代田市	135,655	255,798	391,453
2	城東市	142,605	191,257	333,862
3	城南市	172,908	227,665	400,573
4	渋谷市	207,411	113,192	320,603
5	新宿市	133,836	101,627	235,463
6	池袋市	123,236	63,091	186,327
	合計	915,651	952,630	1,868,281
	格差	1.7	4.1	2.1

○浅見案 (単位:百万円)

	特別区税	調整税(55%)	合計	
1	千代田区・文京区・台東区・荒川区	75,198	224,879	300,077
2	中央区・墨田区・江東区	71,533	158,019	229,552
3	港区・目黒区・渋谷区	159,976	231,175	391,151
4	新宿区・中野区	70,025	82,337	152,362
5	豊島区・北区	48,766	34,165	82,931
6	品川区	37,517	36,118	73,635
7	大田区	68,012	38,689	106,701
8	世田谷区	114,814	34,875	149,689
9	杉並区	63,811	19,290	83,101
10	板橋区	38,440	18,659	57,099
11	練馬区	58,883	21,929	80,812
12	足立区	37,604	19,257	56,861
13	葛飾区	26,920	12,247	39,167
14	江戸川区	44,152	20,991	65,143
	合計	915,651	952,630	1,868,281
	格差	5.9	18.9	10.0

注1：業務移動とは、販売・打合せ等を目的として勤務先及び業務先間を移動することを指し、私事移動とは、買物・食事等を目的として自宅等から用先へ移動することを指す。
注2：合計欄は、23区内の完結率である。

(3) 通勤通学・業務移動圏・私事移動圏完結率

○現行区 (単位：%)

	通勤通学完結率	業務移動圏完結率	私事移動圏完結率
1 千代田区	59.6	32.2	44.2
2 中央区	51.2	31.8	58.4
3 港区	53.8	34.3	52.7
4 新宿区	48.5	33.2	61.7
5 文京区	39.3	24.8	47.6
6 台東区	53.0	39.2	65.2
7 墨田区	45.2	34.6	71.0
8 江東区	40.7	30.6	72.8
9 品川区	42.2	34.0	67.9
10 目黒区	34.3	27.0	58.0
11 大田区	49.8	46.5	77.0
12 世田谷区	37.9	41.6	69.1
13 渋谷区	43.3	30.2	54.1
14 中野区	31.0	31.7	62.8
15 杉並区	33.5	38.2	66.1
16 豊島区	40.3	32.9	63.8
17 北区	36.7	40.2	70.8
18 荒川区	41.0	35.4	73.1
19 板橋区	42.0	37.7	74.0
20 練馬区	37.5	37.5	70.9
21 足立区	48.4	46.1	81.0
22 葛飾区	41.3	46.1	79.4
23 江戸川区	42.8	47.5	82.1
合計※	90.7	85.3	92.8
格差	1.9	1.9	1.9

○森記念財団案 (単位：%)

	通勤通学完結率	業務移動圏完結率	私事移動圏完結率
1 千代田市	61.6	49.4	73.1
2 城東市	60.1	50.2	81.8
3 城南市	64.9	48.4	73.3
4 渋谷市	48.9	44.8	73.3
5 新宿市	48.7	42.7	72.5
6 池袋市	48.1	46.4	78.8
合計※	90.7	85.3	92.8
格差	1.3	1.2	1.1

○浅見案 (単位：%)

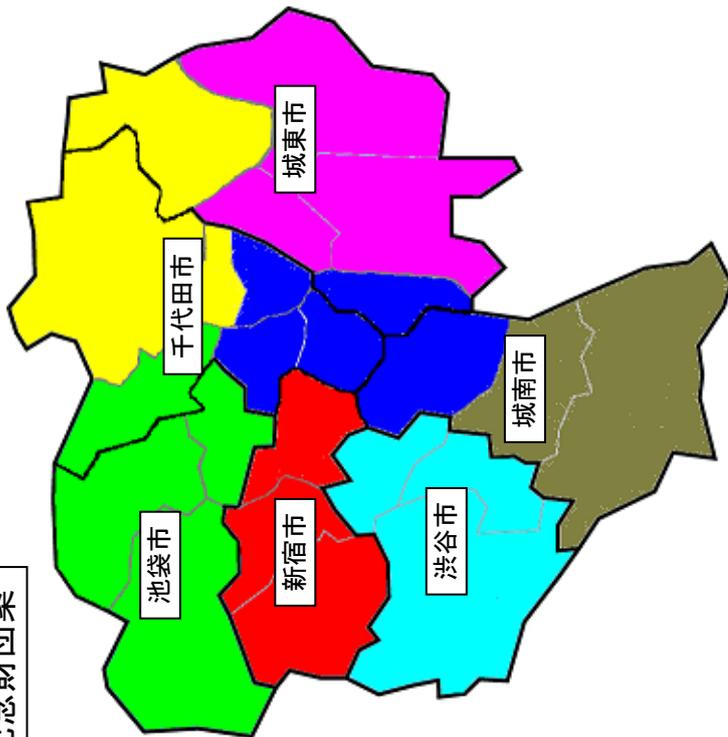
	通勤通学完結率	業務移動圏完結率	私事移動圏完結率
1 千代田区・文京区・台東区・荒川区	59.5	43.8	62.7
2 中央区・墨田区・江東区	56.4	41.7	73.1
3 港区・目黒区・渋谷区	56.8	42.6	63.3
4 新宿区・中野区	47.9	37.4	67.1
5 豊島区・北区	41.9	39.9	71.0
6 品川区	42.2	34.0	67.9
7 大田区	49.8	46.5	77.0
8 世田谷区	37.9	41.6	69.1
9 杉並区	33.5	38.2	66.1
10 板橋区	42.0	37.7	74.0
11 練馬区	37.5	37.5	70.9
12 足立区	48.4	46.1	81.0
13 葛飾区	41.3	46.1	79.4
14 江戸川区	42.8	47.5	82.1
合計※	90.7	85.3	92.8
格差	1.8	1.1	1.3

(出典) 通勤通学完結率：平成17年国勢調査
その他：平成10年パーソントリップ調査

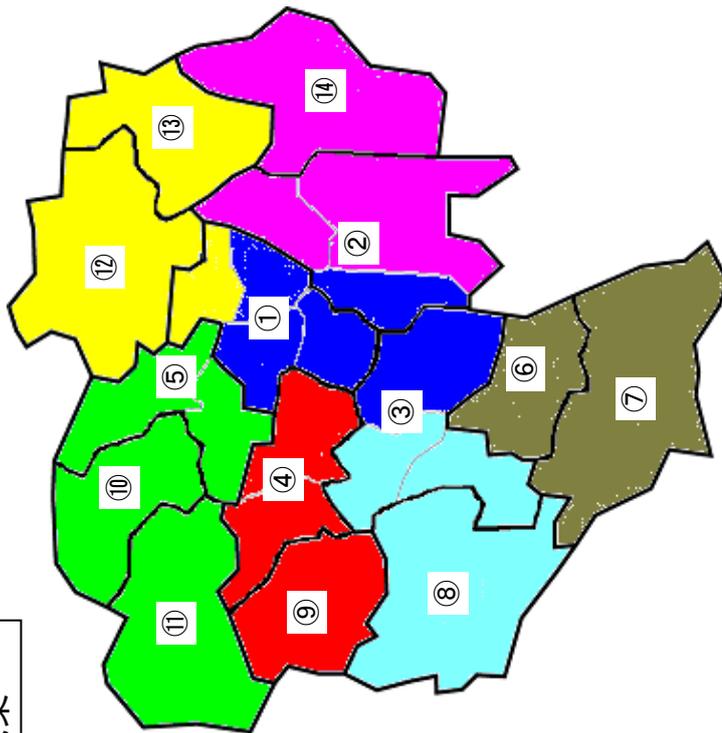
3 行政圏等との関係

(1) 二次保健医療圏

森記念財団案



浅見案

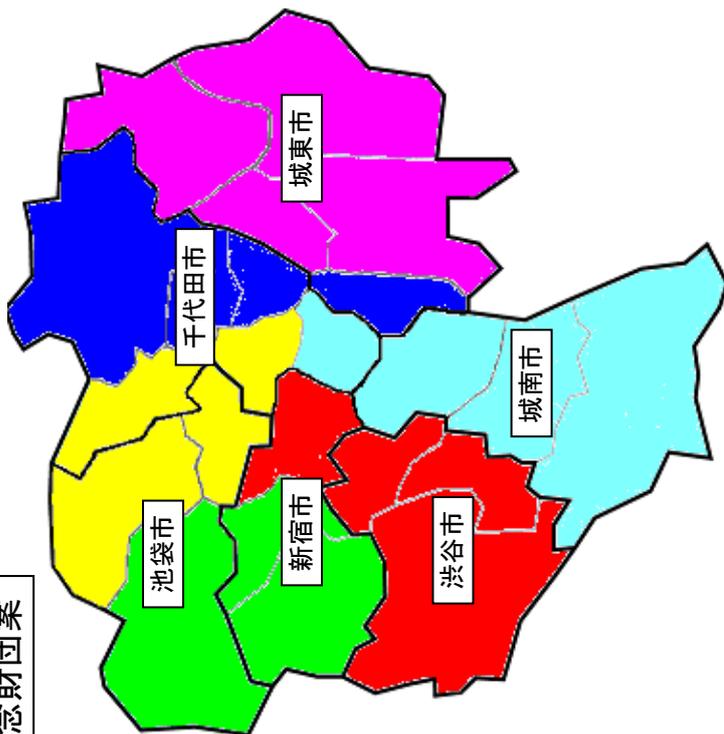


二次保健医療圏名	森記念財団案	浅見案	現行区
区中央部(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
区南部(金)	城南市(一部)	⑥品川区、⑦大田区	品川区、大田区
区西南部(ブルー)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	渋谷区、目黒区、世田谷区
区西部(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区
区西北部(緑)	池袋市、千代田市(一部)	⑤区、⑩板橋区、⑪練馬区	北区、板橋区、練馬区、豊島区
区東北部(黄)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、⑫足立区、⑬葛飾区	荒川区、足立区、葛飾区
区東部(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑭江戸川区	墨田区、江東区、江戸川区

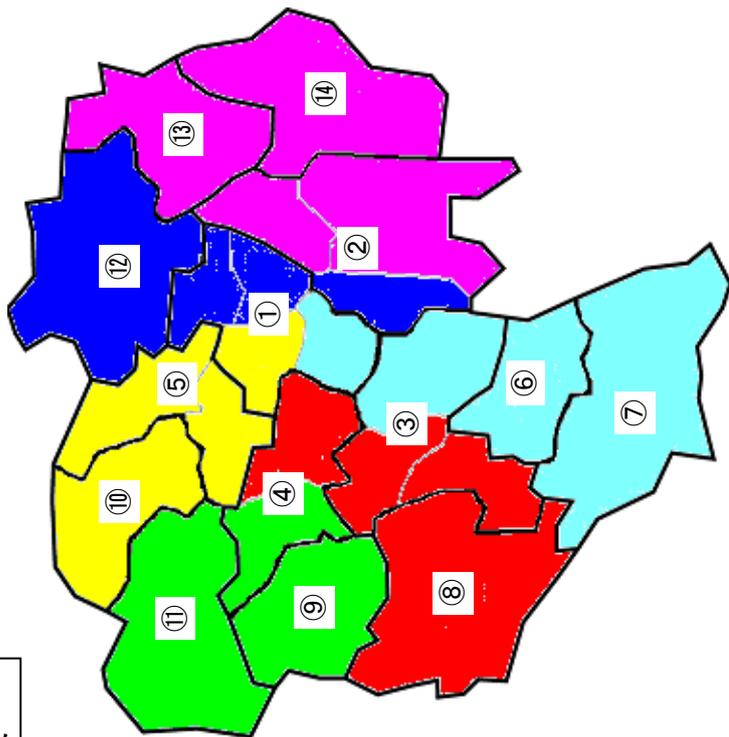
※千代田市、城東市が3医療圏、城南市が2医療圏に属する
 ※①区・②区・③区が2医療圏に属する

(2) 都立高校の旧学区

森記念財団案



浅見案

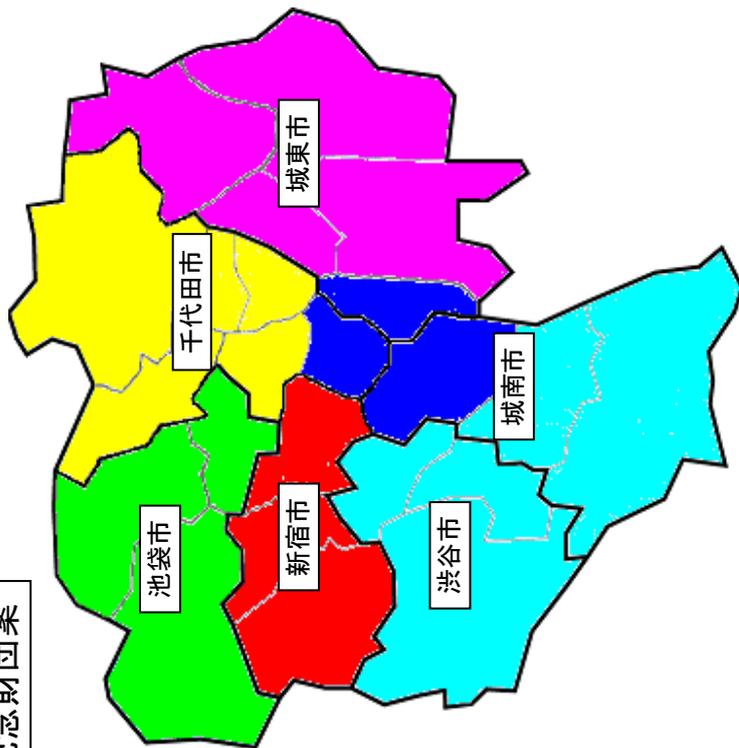


旧学区名	森記念財団案	浅見案	現行区
旧第一学区(ブルー)	城南市、千代田市(一部)	①区(一部)、③区(一部)、⑥品川区、⑦大田区	千代田区、港区、品川区、大田区
旧第二学区(赤)	渋谷市、新宿市(一部)	③区(一部)、④区(一部)、⑧世田谷区	新宿区、渋谷区、目黒区、世田谷区
旧第三学区(緑)	新宿市(一部)、池袋市(一部)	④区(一部)、⑨杉並区、⑪練馬区	中野区、杉並区、練馬区
旧第四学区(黄)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区、⑩板橋区	文京区、豊島区、板橋区、北区
旧第五学区(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、⑫足立区	中央区、台東区、荒川区、足立区
旧第六学区(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区

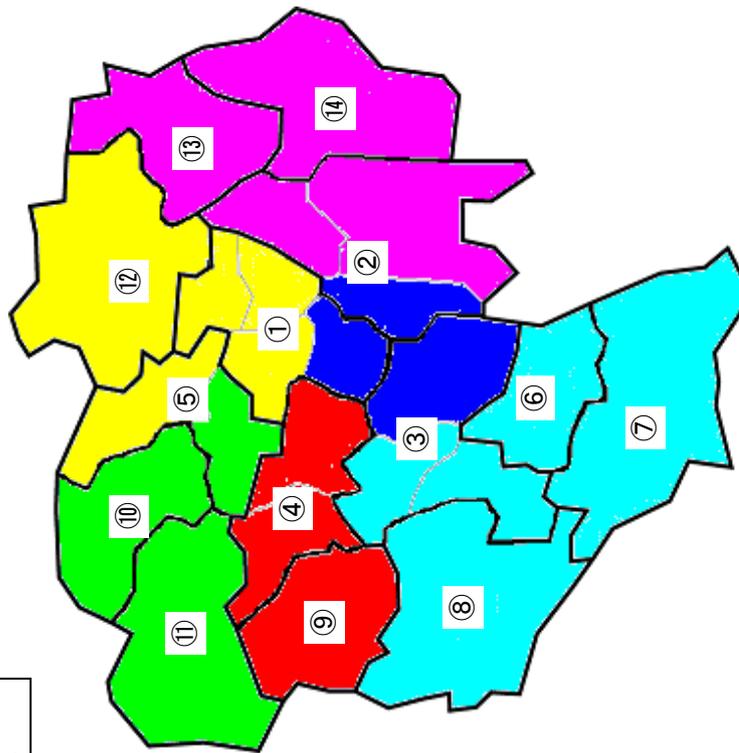
※千代田市が3つの旧学区、新宿市・池袋市・城東市が2つの旧学区に属する
 ※①区が3つの旧学区、②区・③区・④区が2つの旧学区に属する

(3) 都建設事務所所管区域

森記念財団案



浅見案

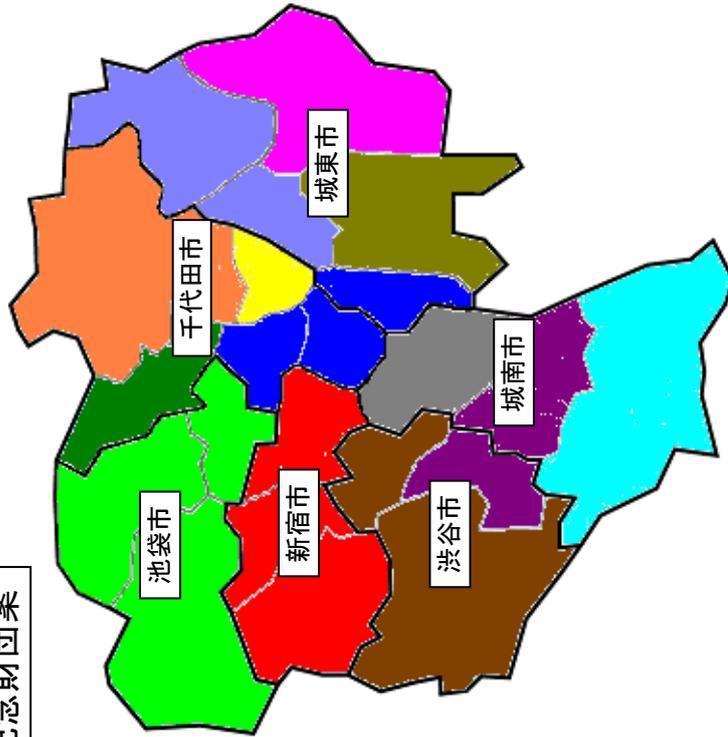


建設事務所名	森記念財団案	浅見案	現行区
第一建設事務所(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区
第二建設事務所(ブルー)	渋谷市、城南市(一部)	③区(一部)、⑥品川区、⑦大田区、⑧世田谷区	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
第三建設事務所(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区
第四建設事務所(緑)	池袋市	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	豊島区、板橋区、練馬区
第五建設事務所(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
第六建設事務所(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑤区(一部)、⑭足立区	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区

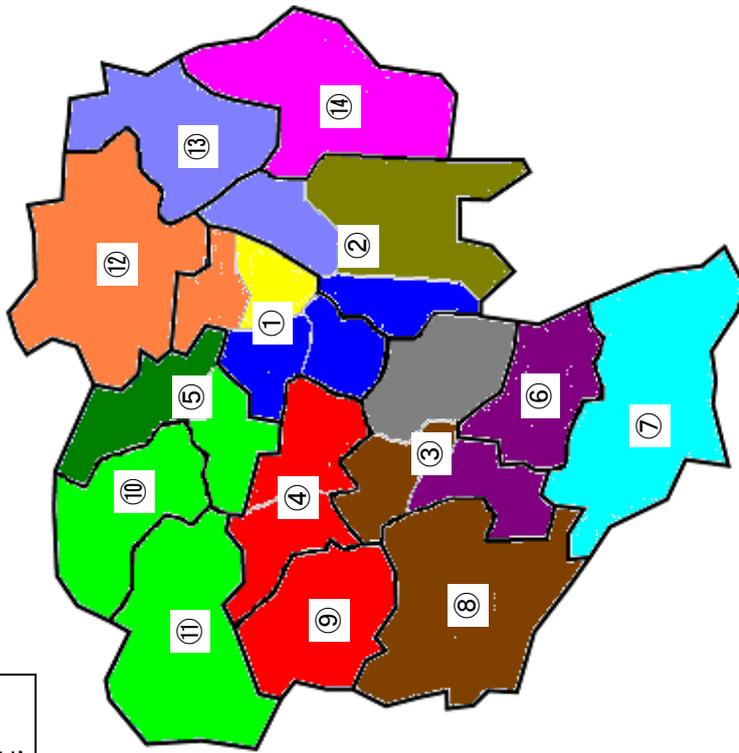
※千代田市・城東市・城南市が2つの建設事務所所管区域に属する
 ※①区・②区・③区・⑤区が2つの建設事務所所管区域に属する

(4) 労働基準監督署管轄区域

森記念財団案



浅見案

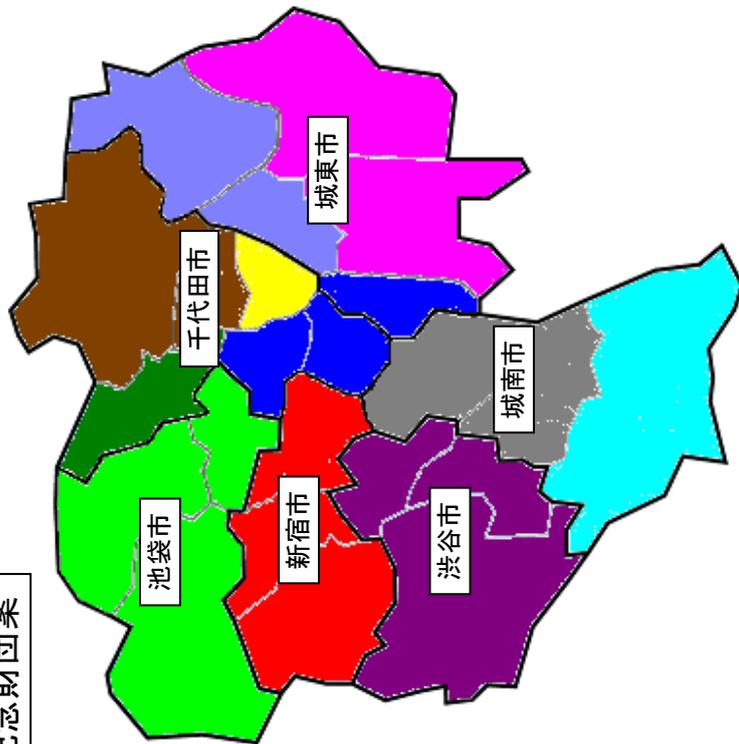


劳基署名	森記念財団案	浅見案	現行区	劳基署名	森記念財団案	浅見案	現行区
中央(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、②区(一部)	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村	池袋(緑)	池袋市	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	豊島区、板橋区、練馬区
上野(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)	台東区	王子(深緑)	千代田市(一部)	⑤区(一部)	北区
三田(灰)	城南市(一部)	③区(一部)	港区	足立(赤茶)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	足立区、荒川区
品川(紫)	城南市(一部)、渋谷市(一部)	③区(一部)、⑥品川区	品川区、目黒区	向島(薄紫)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区	墨田区、葛飾区
大田(ブルー)	城南市(一部)	⑦大田区	大田区	亀戸(金)	城東市(一部)	②区(一部)	江東区
渋谷(茶)	渋谷市(一部)	③区(一部)、⑧世田谷区	渋谷区、世田谷区	江戸川(ピンク)	城東市(一部)	⑭江戸川区	江戸川区
新宿(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区				

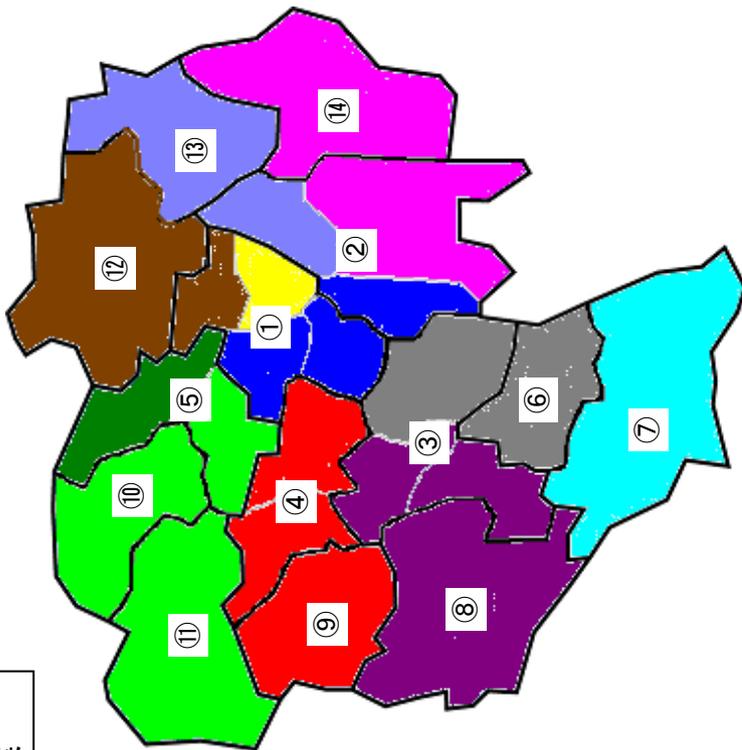
※森記念財団案でも浅見案でも多くの市・区が複数の労働基準監督署管轄区域に分かれる

(5) ハローワーク管轄区域

森記念財団案



浅見案

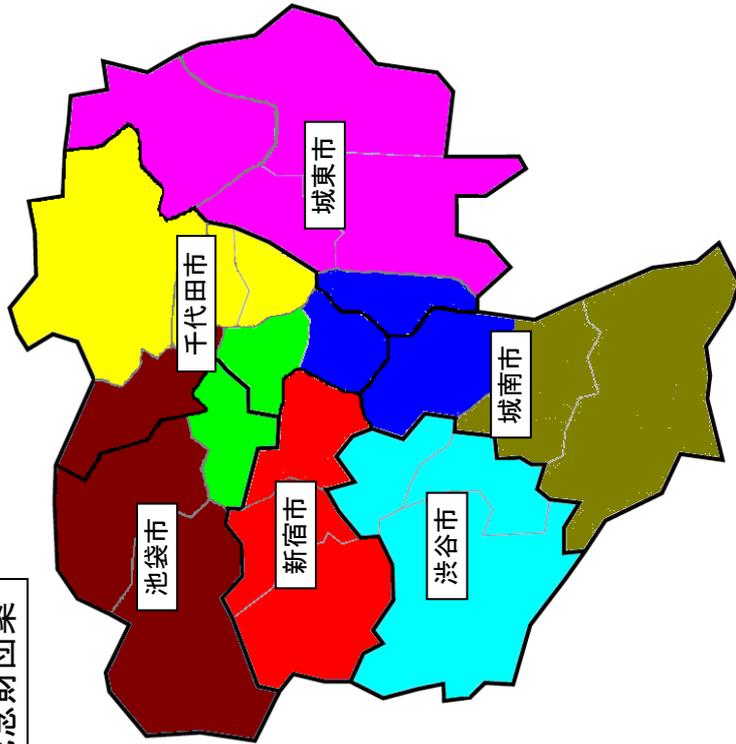


ハローワーク名	森記念財団案	浅見案	現行区	ハローワーク名	森記念財団案	浅見案	現行区
飯田橋(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)	①区(一部)、②区(一部)	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村	池袋(緑)	池袋市	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	豊島区、板橋区、練馬区
上野(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)	台東区	王子(深緑)	千代田市(一部)	⑤区(一部)	北区
品川(灰)	城南市(一部)	③区(一部)、⑥品川区	港区、品川区	足立(茶)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	足立区、荒川区
大森(ブルー)	城南市(一部)	⑦大田区	大田区	墨田(薄紫)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区	墨田区、葛飾区
渋谷(紫)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	渋谷区、世田谷区、目黒区	木場(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑭江戸川区	江東区、江戸川区
新宿(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区				

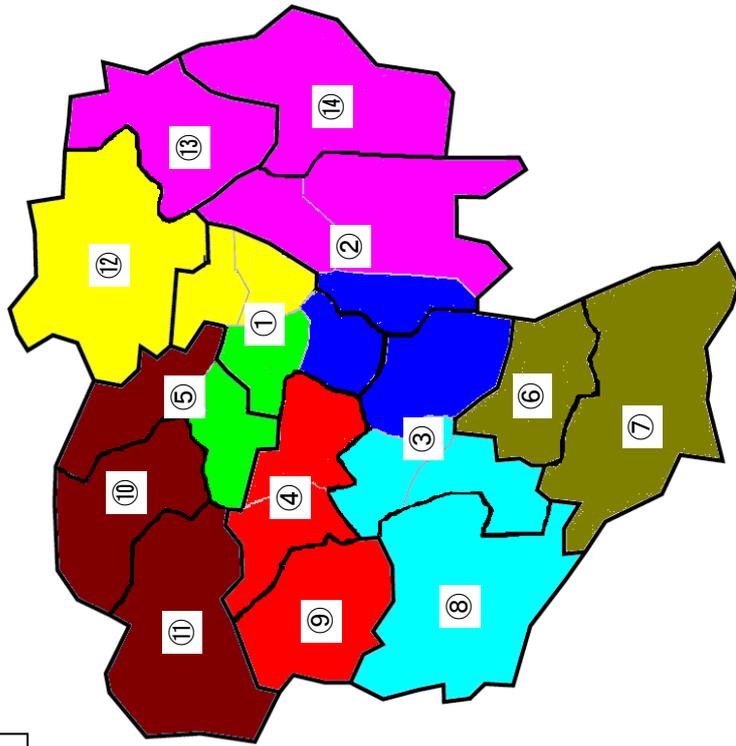
※森記念財団案では、千代田市が4、城東市が3、城南市が2つのハローワーク管轄区域に分かれる
 ※浅見案では、①区・②区が3、③区・⑤区が2つのハローワーク管轄区域に分かれる

(6) 警視庁方面本部

森記念財団案



浅見案

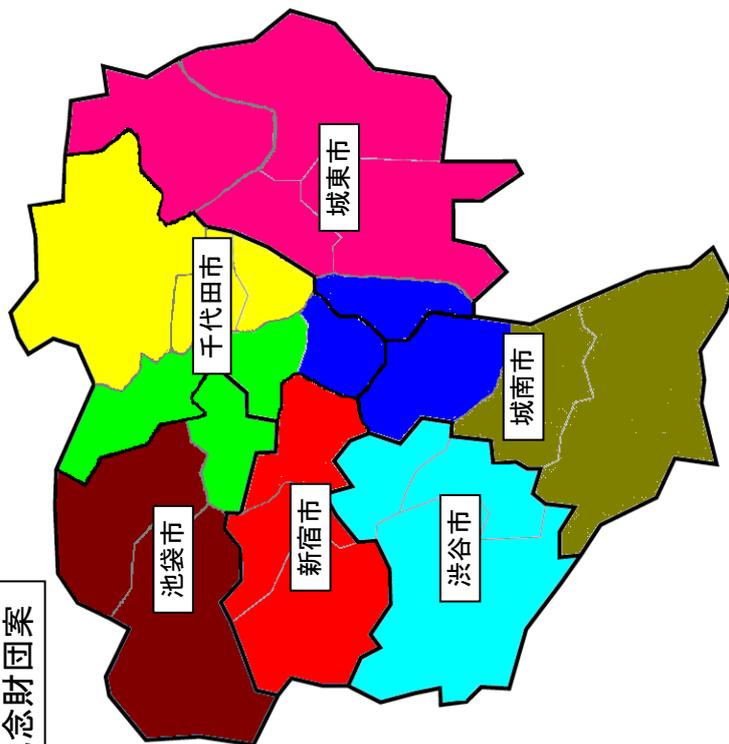


方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区	方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区
第1(青)	千代田市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区、島部	第5(緑)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区(一部)	文京区、豊島区
第2(金)	城南市(一部)	⑥品川区、⑦大田区	品川区、大田区	第6(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	台東区、荒川区、足立区
第3(ブルー)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	世田谷区、目黒区、渋谷区	第7(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	江東区、墨田区、葛飾区、江戸川区
第4(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区	第10(茶)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	⑤区(一部)、⑩板橋区、⑪練馬区	北区、板橋区、練馬区

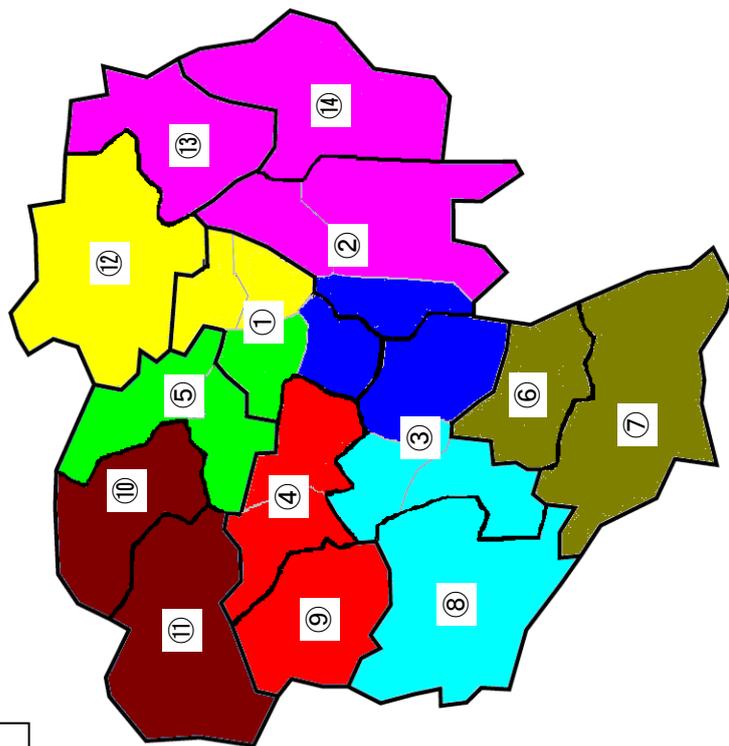
※森記念財団案では、千代田市が4、城東市・城南市・池袋市が2つの方面本部に分かれる
 ※浅見案では、①区が3、②区・③区・⑤区が2つの方面本部に分かれる

(7) 東京消防庁消防方面本部

森記念財団案



浅見案



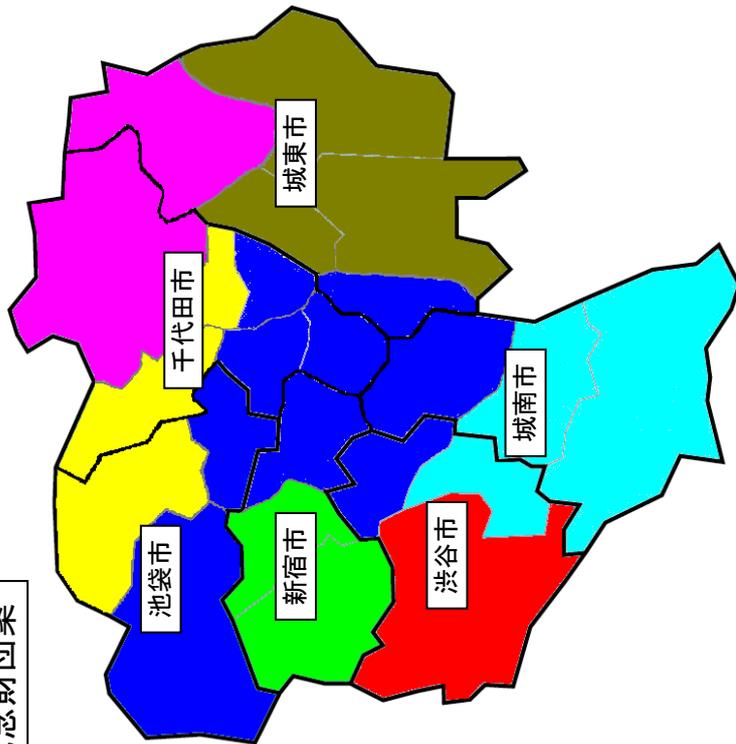
方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区	方面本部	森記念財団案	浅見案	現行区
第1(青)	千代田市(一部)、城南市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)	千代田区、中央区、港区	第5(緑)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区	文京区、豊島区、北区
第2(金)	城南市(一部)	⑥品川区、⑦大田区	品川区、大田区	第6(黄)	千代田市(一部)	①区(一部)、⑫足立区	台東区、荒川区、足立区
第3(ブルー)	渋谷市	③区(一部)、⑧世田谷区	目黒区、世田谷区、渋谷区	第7(ピンク)	城東市(一部)	②区(一部)、⑬葛飾区、⑭江戸川区	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
第4(赤)	新宿市	④区、⑨杉並区	新宿区、中野区、杉並区	第10(茶)	池袋市(一部)	⑩板橋区、⑪練馬区	板橋区、練馬区

※森記念財団案では、千代田市が3、城東市・城南市・池袋市が2つの消防方面本部に分かれる

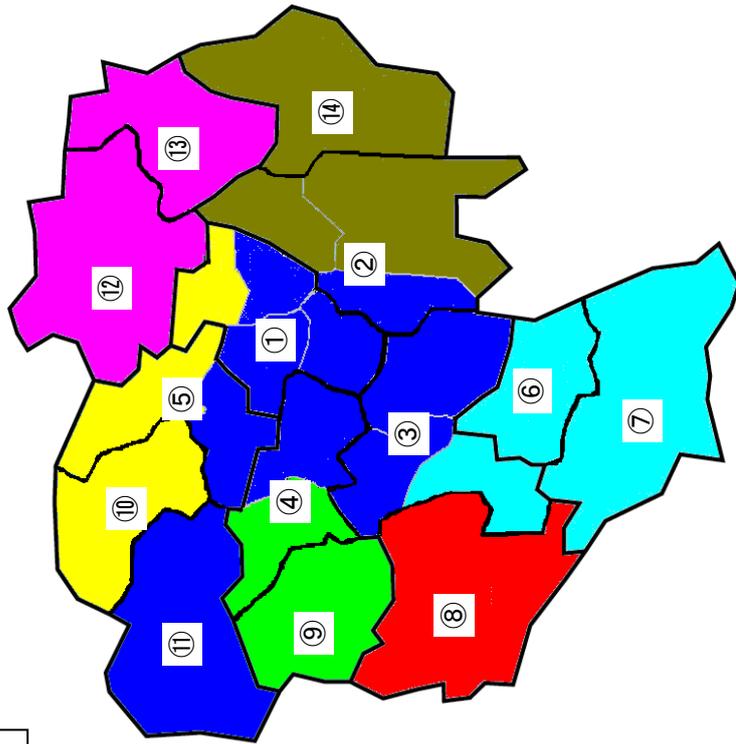
※浅見案では、①区が3、②区・③区が2つの消防方面本部に分かれる

(8) 児童相談所管轄区域

森記念財団案



浅見案



児童相談所名	森記念財団案	浅見案	現行区
児童相談センター(青)	千代田市(一部)、城東市(一部)、城南市(一部)、新宿市(一部)、渋谷市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、②区(一部)、③区(一部)、④区(一部)、⑤区(一部)、⑪練馬区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区、島しょ
墨田児童相談所(金)	城東市(一部)	②区(一部)、⑭江戸川区	墨田区、江東区、江戸川区
品川児童相談所(ブルー)	城南市(一部)、渋谷市(一部)	③区(一部)、⑥品川区、⑦大田区	品川区、目黒区、大田区
世田谷児童相談所(赤)	渋谷市(一部)	⑧世田谷区	世田谷区、狛江市
杉並児童相談所(緑)	新宿市(一部)	④区(一部)、⑨杉並区	中野区、杉並区、武蔵野市、三鷹市
北児童相談所(黄)	千代田市(一部)、池袋市(一部)	①区(一部)、⑤区(一部)、⑩板橋区	北区、荒川区、板橋区
足立児童相談所(ピンク)	千代田市(一部)、城東市(一部)	⑫足立区、⑬葛飾区	足立区、葛飾区

※千代田市・城東市・渋谷市が3つ、城南市・新宿市・池袋市が2つの児童相談所の管轄区域に属する
 ※①区～⑤区が2つの児童相談所の管轄区域に属する